

大石猪十郎久敬著述



改正
補訂

地方凡例錄

見山樓藏版

改正補訂地方凡例錄卷之五六目次
卷之五上

一出目米延米之事

附延大豆延真綿等之事

一欠米込米之事

一口米口永之事

附代官諸入用米金之事

甲州公納口外足之事

一高掛物之事

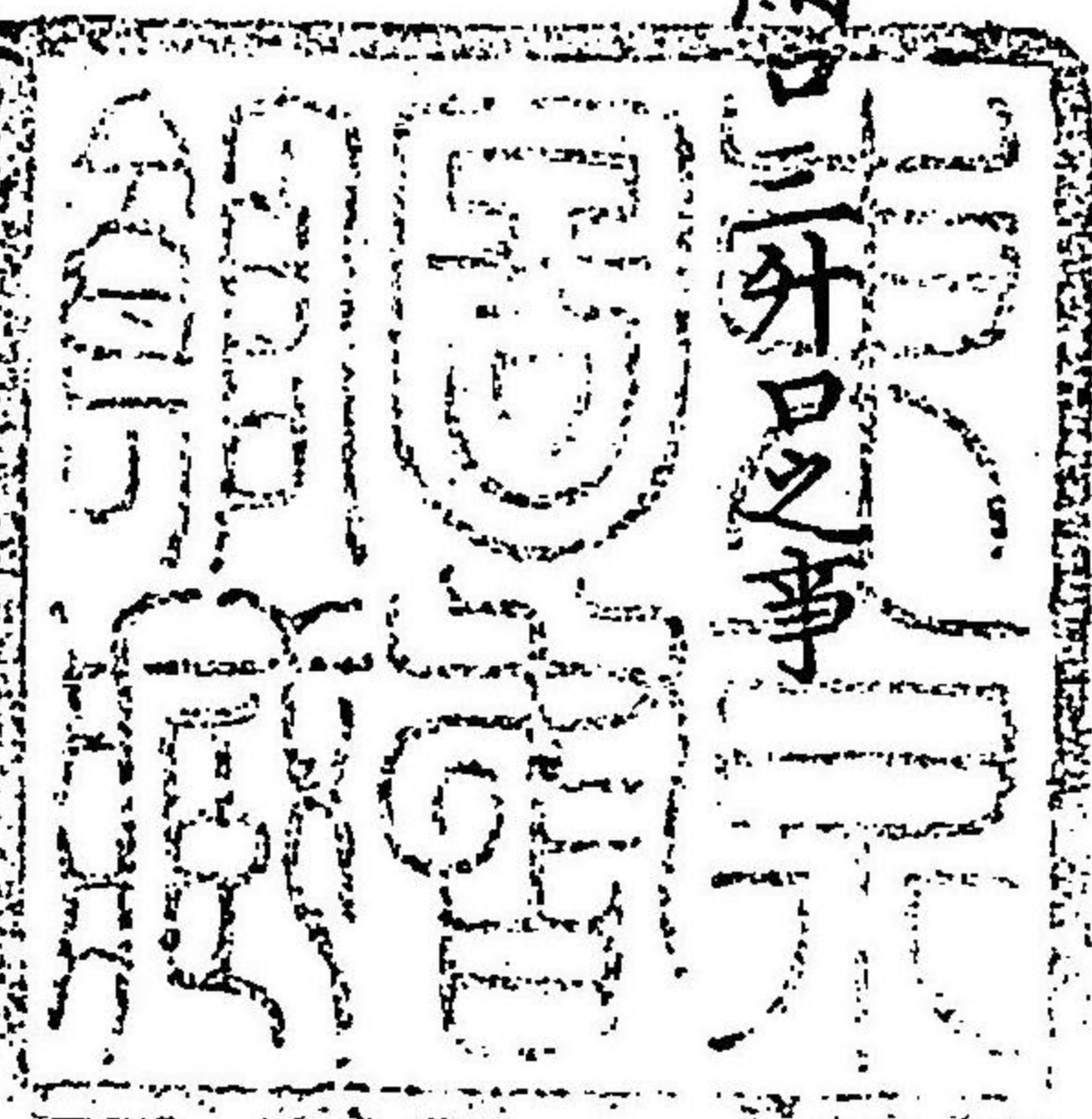
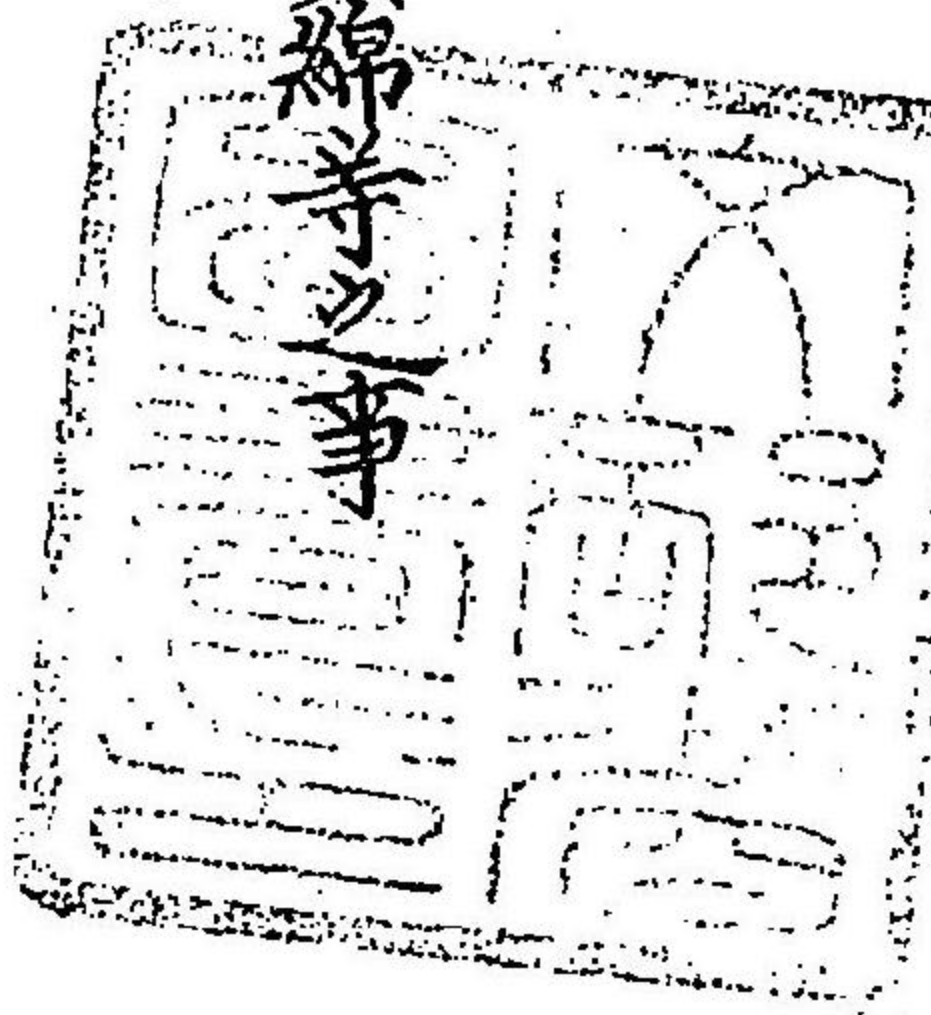
附米永銀厘不盡限之事

一三役之事

附傳馬宿入用米之事

六尺給米之事

改正補訂地方凡例錄卷之五六目次



藏前入用之事

一夫米夫金夫役之事

一糠藁代之事

一小入用夫錢之事

附百姓割合物定法之事

一小役銀之事

一荏大豆納之事

一夫錢足前枿木役之事

一七百度替出目之事

卷之五下

一小物成淨役之事

山年貢 山小物成 山役 山手米永 野年貢 野役米
 野手米永 草年貢 草役米 草代 茶年貢 茶役
 漆年貢 檀年貢 松山藪林年貢 葭年貢 葭代 萱野錢
 楮油荏役 御林下草錢 河岸役 池役 池魚役 網役
 網代役 鳥取役 紙船役

一酒株之事

附近年造酒觸書之事

一鎰役之事

一分一金銀之事

鰯分一之事 鯨分一之事 市賣分一之事

請山分一之事

一突鯨等鯨流鯨切鯨分一定法之事

附流鯨有之時取計諸書付等之事

一諸運上其加金銀臨時約物之事

附水車濫傷 水車運上 市場運上 小澳運上

築運上 池運上 烏扎運上 高綱役 鷺運上 鉄炮運上

問屋運上 油船運上 醬油屋具加水 質屋具加水

旅董屋具加水 砥石山運上 金銀銅鐵銘明礬硫黃山運上

帆別運上 川船役 小船役 室屋役 炭竈役 大工役

桶屋役 石屋役 紺屋役 鍛冶役 新田地代金

柳林木并往還並木立枯木拂代 御音請殘木鏡物等拂代

取上田畑并闕汚物拂代

卷之六上

一高内年々引之事

地不足引 無地高引 石盛遠引 石間引 田畑成引

竿遠引 陣屋敷引 郷藏敷引 神田引 神佛免引

伊勢屋敷引 寺屋敷引 堤敷引 道代引 江祈敷引

溜井敷引 井堰敷溝敷引 溝代引 惡水堀敷引 堀田敷引

一高内連々引之事

附損地改方并定免内損地引方之事 一作引之事

永荒場引 荒場引 荒地引 浪欠引 川成引 池成引

淵成引 川欠引 山崩引 石砂入引 石置引 押掘引

土取場引 土置場引 野地成引 冷水場引

一井料米水代米之事

一惡水落口代之事

一見立新田十分一被下之事

一田高五分以上損毛高掛物免除之事

附取米五分以上損毛諸拜借之事 一箇年免除之事

一五里外駄賃之事

一鄉藏詰米火災定法之事

一夫食賃種賃之事

附肥代賃方之事 延賣賃之事

卷之六下

一町在出火取計并諸拜借之事

附宿場出火拜借定法之事

村方出火農具代拜借并夫食種糶拜借之事

出火答并火元不決時取計之事

一定助郷大助郷之事

附加宿之事 掃除町場之事 壹里塚盪鷺之事

一作徳凡勘定之事

一名主引負并未進不納譯之事

改正補訂地方凡例録卷之五六目次畢

改正補訂地方凡例録卷之五上

高崎

大石久敬士恭著述

一出目米延米之事

附延大豆延真綿等之事

出目米と云ハ関東の料外ハハク本石計立るは遠國エシヨク有アるも尤も
 悉く有アるハハハ私領上地等其外ハハクも前マ前の引付ヒキツキ年貢米ネンキョウメの穀数
 掛カケて相納アヒナゲむ勿論モロシ負數イヘズの區マキ々々羽州ウヅマ方今二国ニクニハ本途米壹石ヒツシ貳
 斗ツ充ツの出目米デメメハ奥州ウヅマ方今五国ニクニ石川郡イシカワ代ノハ本途見取米ヒツシも壹石ヒツシ
 貳斗ツ外田村郡ノ國クニハ本途并ヒツシ口米ヒツシも壹石ヒツシ貳斗ツ外ツ充ツの出目掛ヒツシる白川郡
 上ヒツシハ本途見取ヒツシ三斗ツ五斗ツ外ツ貳斗ツの出目ヒツシ當郡ヒツシハ關東并ヒツシ本石計立ヒツシの

村もつゝ是ハ出目掛らば外諸國此類何程もつゝべし駿遠參三ヶ國
古来ハ本石納めりし元禄十六末年より遠國並計立納り成り其後
正徳三巳年より計立の上り壹俵貳升の出目と掛け外物より取立
る様成りて百姓難儀ありてより私領より出目米と延米とも唱ふ
料所より古へ延米と去て負數極めば斗升入盛入は次第より
計りて納し故三斗五升入の米四斗余有る由此より下々の難儀あ
るがごとく其後延米といふと止まて今ハ料所より延米の名目ふし何き
出目米延米一物兩名より前書より云如く上州群馬郡の内高崎城附の
村々本途米壹石より四斗六升充の出目より之と四六の延米唱ふ箇様
の類関東遠國とも余り聞及はざる延米より関東より私領上知成り
る村々三斗五升より貳升の出目より村方の伺の上計立より直し出目米

延米の名目と除くもつゝ右より上州の四斗六升羽州の貳斗出目
どの叔摺より発する延米もれども奥州上駿遠參等の出目米ハ叔摺
より発するよりいづれ関東の本石計立より類する出目より此類を
上方筋遠國もつゝ何きも年貢の石数に掛けて別り納り出目米ハ
定石代直段より多分金銀納めり間より米納めの場所もつゝ出目
米と出目石と唱ふる所もつゝ
但し本文上州羽州上延米叔摺のこと及令ハ貳石の叔と世間並の五
合摺よまねば五と兼りて米壹石と成群馬郡より七合三石摺のハ叔貳
石より七三と兼りて米壹石四斗六升と成る羽州上の内六合摺の場
所の六と兼りて米壹石貳斗と成る依て世上通例の摺より余計の方
と延米と唱えり年貢の外より納む都て叔摺のよ土地の肥瘦より依り

叔性の善惡なり高場の熟田両毛作の場外等ハ実入宜しく叔ハ皮薄
 く米肥満して六合四五勺より七合余も摺る又鹿田或ハ深田水
 腐場水冠の稲もどハ叔の皮至て厚く米瘦青米死米等多く夜令出
 来方ハ宜く見へても漸く三四合も多そハ摺るもの也尤も年の
 豊凶も因るこころ此甲乙と平準して五合摺の定法ハ古今上下
 損徳るに様々古昔の動作と見へ能く定めたる法も然るも六合七
 合余平均摺致せば八九合摺の叔も多そてハ村々一紗六合摺或
 七合三勺摺もどハ當らば何程よく出来たりとも七合五勺も摺
 立る米ハ稀るもの多り既ハ甲州ハ土地の善惡格別相違の村方多
 きハ村叔摺も多少なりて四合摺位より六合四五勺摺まで村々依
 て定りたりて検見取付の節其村々も叔摺の勘定違ふゆへハ平均五

合摺もとも百姓損徳なりて難儀も及ぶハ付免元帳とて村々の叔摺
 と記しる代官引渡しハ帳面より中上州群馬郡羽州谷の内ふど
 一と六合摺七合摺の平均ハ極めたる役人なりといふは仕法も不
 審なり賦税も重くするハ実ハ不仁の至りとも云ふたてしるれども余
 國ハ外甚右体の摺ハ極まるハ定めて謂きたるて好むべし
 一上州緑野郡の村方の内ハ延大豆延真綿と云納り物なり是ハ私領の節
 大豆真綿ハ物成詰りて高ハ結び延の分ハ小物成の様も外ハ物
 へ納めると見へ今も延大豆ハ元大豆壹升ハ壹合貳勺五才延真綿ハ
 元真綿百目ハ掛目五拾三勺八分三厘五毛宛金納りる元大豆元真綿
 ハ負教り計りて納りるハ成ばるてとる
 一欠米込米之事

欠米とり入の遠國よりの廻米を海上遙く運送する由へ場所より年々越て江戸東へ着るるてもわり汐風は當り更米等出米或は次年米あどりて欠減相立蔵納の節不足も立てての壹俵は五升三升充の積りて城米の外は勝手次第は積来りたる外近來定法相立本米壹石は欠米三升充の勘定して城米同然送状に書載せし積廻し蔵庭へ水揚して蔵内拵善悪を改め掛廻し俵へさし米を入るを去る蔵納府の上欠米残りたる分の蔵役所へ相達し切手と以て上乗の者方へ引取り納め宿引請賣拂納入用清帳へ蔵納諸入用と書立り書載せ勘定して蔵役所並支配役所へ差出と近年は右清帳の面と板札は書記し村々名主門口へ掛け置ても極りて年貢掛札同様は掛置くとも古来の如く欠減と余計は積来り百姓の勝手次第は取計ること成るるても成り

一込米と云は三斗七升入りても四斗貳升入りても計り切り入るを蔵庭へ廻しと出するも不足の立ても有ゆへ廻しの節又立ハハ掛米は勘定し別壹俵は壹升余充も余計に入る一体蔵納の廻し段は蔵納のついでに壹俵は壹升余充も余計に入る一節仕廻の壹升は溢るる程山盛は多くても壹合欠は相立は付旁余計と入るるも是は外目勘定の外とて全く百姓の損失なり

附代官諸入用米金之事 甲州公納口三升口之事

口米口永は古来よりの引付し其原始は詳らるるがごとくいへども鎌倉時代貞永の式目より諸國守護人奉行の條下は近年は捕代官於郡郷宛課公事於莊保とあるハ口米永のとも聞え其時代より始りたるや又其以前より有るや濫觴の詳らるるがごとく勿論上古はるるを見へ古

書ハ見當リ德川時代ハ成テ關東の口米ハ本米三斗五升入壹儀
 付口米壹升充テ納ル本米壹石ハ付貳升八合五勺七才ハ當ル上方筋ハ
 本米壹石ハ口米三升充テ遠江より西の國ハ上方ハ付三河より東出
 羽上奥州上迄ハ關東ハ付尤も奥州上の内田村石川西郡共ニ磐ハ壹石
 ハ六升信夫國ハ宇多伊達國磐城三郡ハ壹石ハ五升白川磐城岩瀬國岩代
 西郡ハ三升甲州ハ壹石ハ四升五合四勺余宛掛ル上州群馬郡の内より
 本米壹石ハ口米六升又ハ四升貳合納ル村方も仰リ國々所々少シ
 の異同ハ有ベク然れども大方ハ上方より中國筋西國筋迄ハ壹石ハ三升
 關東筋奥羽上邊より三斗五升ハ壹升多ク元米口米永々租税の外
 ハ取立テ縣令郷里ハ支配カウカカト抱ハ宛行ハ渡シ筆墨紙其
 外諸雜事の費用ヒヨクハ宛ルことハ村年貢米の高ハ特テ取立右の費用ハ宛ルこと

鎌倉時代より始リて見スル依テ德川時代ハとも諸國口米永
 々代官へ給ヒテ手代并ハ家來等の扶持切米筆墨紙其外諸入用ハ用ハ
 する處享保年中勘定奉行神尾若狹守の取計ハ口米永錢とも相
 止メ支配高ハ應じて諸入用米金算數と定メテ之と給ヒ口米永ハ上納
 ハ成テ允諸族方預ル所ハ古來の通り當時も口米永と給ル甲州
 の口米ハ公納口三升口とて分ケるハ余國より口米多キハ壹石
 ハ三升分ハ三升口と唱ヘ代官へ給ヒ残リ壹升五合四勺五才ハ其頃よ
 り上納ハ付公納口と唱ル今ハ残ラズ公納ハ成テ口米とも古代名目の
 まりて三升口ハ石代金納公納口の米納ルハ奥州上の五升口も三
 升ハ石代貳升ハ米納ルハ
 一代官諸入用と云ハ

代官所高五万石 此諸入用

金五百五拾兩 内五拾兩ハ 檢見入用

七拾人扶持 但高壹万石ハ金百 拾兩拾四人扶持充

此米百三拾六石 但六万石以上ハ右五万石高諸入用米金の上 壹万石ハ付金五拾兩と拾人扶持充の増

代官方預所高壹万石ハ付 此諸入用

金五拾兩拾人扶持充

大名方預所の分ハ口米永と給ふ

高五万石 此取凡

米貳万石 免四ツ

金壹万兩 畑永小物成兵

此口米六百石 但し本米壹石ハ口米三升

此金六百兩 但し兩ハ壹石替

金三百兩 但し本米壹貫文ハ口米三拾文

一金九百兩

此諸入用

金五百五拾兩

七人

米百三拾六石 七拾人扶持の分 但し兩ハ壹石替

二口一金六百八拾兩

差引金貳百拾四兩 口米永の方多し

右代官諸入用米金ハ享保十巳年之と定む其規則左の如し

山城 大和 攝津 河内 和泉 播磨 近江 美濃

伊勢 三河 遠江 信濃 越前 駿河 相模 下總

安房 武蔵 常陸 上総 上野 下野 甲斐 陸奥 方今五国 一分

出羽方合二 伊豆 飛騨 越後 加賀 能登 佐渡

右三拾壹國代官所分

高五万石諸入用

金五百五拾兩 米七拾人扶持

但し壹万石付 金百兩 米拾四人扶持

備中 備後 丹後 但馬 美作 石見 安藝 隱岐

伊豫 讚岐

右拾壹國代官所分

高五万石諸入用

金六百廿兩 米七拾人扶持

但し壹万石付 金百廿四兩 米拾四人扶持

豊前 豊後 筑前 肥前 肥後 日向

右六國代官所分

高五万石諸入用

金七百兩 米七拾人扶持

但し壹万石付 金百四拾兩 米拾四人扶持

右の割りと以て高壹万石より内三万石分の入用高三万石余りの四万石分の入用高四万石余りの五万石分の入用

一高五万石余りの壹万石付 金五拾兩 拾人扶持 増割り 丈配高り 應り 且し 五万石以上り 九千九百石余り 追り 被下六万石より壹万石の割と以て御入用被下り

一壹箇年諸入用米金三月七月十一月三度り 相渡り 且し 銀遣り の場り

ハ入用渡レハ節の相場銀と以て相渡ルと云くハ

一 御代官免ぜられ又ハ相果ハ節ハ右入用米金月割と以て相勤ハ月迄の分可被下ハ間越テ其心得と以て諸入用手代給分等相渡ルと云くハ

一 跡御代官被御付ハても先御代官其年の正勤定仕上ハバ壹箇年の入用下され跡御代官ハ翌年の分より御入用可被下ハ

一 上知證文又ハ知行渡レの節仮令ハ五万四千石の御代官上地千石受取又ハ五万五千石の御代官知行渡レ渡リハ類と壹万石の入用の儀ハ月割と以て増減ハラベキ事

享保十巳年九月

右の通り定書と定めたる尤も関東筋ハ五万石高ハ付六百兩の割る然る一兩年過テ入用減少の沙汰ハりて其節代官衆より諸入用金の

内五万石より五拾兩充と引て當時の書面の金高ハ成る外國とも之ハ同じ

一 右諸入用米金成る積りの支配高五万石より凡元締手代二人平手代八人書役三人用人壹人侍三人中間七人此扶持切米何程筆墨紙料何程其外在出入用何程と積り立神尾若狭守の了簡より右の負數極り口米永ハ残らん公納ハ成り書面の益相立るより多し勿論六万石より以上の高ハ成るハ諸入用壹万石當り金六拾兩ハ四人扶持充減と云ハ尚益多し其上支配の端高五千石以上の端ハ壹万石高の諸入用と給ハ五千石以下を諸入用と給ハ持添と勤ること成てより代官所高渡の節端高ハ五千石より多しハ四千七八百石の端と附テ相渡ると故に總代官より右の諸高諸入用渡らるる分余程の益と云古来の

通り口米永と給ふる代官所預貯の差別多く又端高の多少に限らば
口米永の何とも掛るゆへ代官へ給ふるもの止むるハ莫大の益とし
て是全く若州の功多る去るが代官方近世皆々不勝手成行積ま
及ぶも一己の不覚悟とハ云々元ハ口米永上り諸入用掛る付勤
役の費用不足して自然と借財も嵩み自然不直の筋も出来数代の旗
本断絶及ぶ類多く歎く敷く敷くも多し誠ハ眼前の利益ハ國と富との
本意ハ差支る孟子王何必曰利又有仁義而已と梁の惠王は答へ給
ひしハ實なる哉國政を攝する人の能く心得有るべきなり

但し右手代書役用人侍等の宛行凡元締手代ハ切米三拾俵五人扶持
平手代ハ廿兩四人扶持より拾五兩三人扶持中々書役の者六兩貳人
扶持用人ハ七兩貳人扶持侍ハ四兩一壹人扶持の割より足輕中間
を之より多く検見入用の五拾兩より大積り成し諸入用米金
高あり

一口永ハ上方關東諸國とも本永壹貫文より口永三拾文充掛る尤も遠國等
より仕来りて間ハ掛り方の違ひも有り奥州上石川郡盤城ハ本永
拾六貫文より口永壹貫文より本永壹貫文より口永六拾貳文五分は當る白
川郡上ハ本永六貫文より口永貳百五拾文充本永壹貫文より口永四拾壹文
六分六厘六毛は當る箇様の類國々も有るれども大方ハ三の口と
て壹貫文より三拾文充古より口の永多し然るに寛永新錢の頃錢壹
貫文より三拾文の口永を九六直し三拾壹文貳分五厘充取立る儀より
永より右の九六移り口永壹貫文より口永三拾壹文貳分五厘成り本永ハ
貫文より口永貳百五拾文充取立る古來九六錢始より以前の金壹兩

調錢四貫文替の節口永調錢百廿文充と掛け来る處九六始より後四文の出目と加へ百廿四文又廿四文は壹文の目と入て百廿五文これと本錢四貫文より割るに銀三拾壹文貳分五厘と成る是より二壹貳五の法とて取扱ひ始めより又早算より本永と三二より除しても口永は出るに似り遙に世隔り享保五年より往古の通り永銀とも三拾文充は定り今い諸國とも大方に三拾文充る然とも私領方よりとて八中頃の法に従て今改めざる所もゆるや當領所武州野火止領もとい今以て本永八貫文より口永貳百五拾文充掛るゆり右奥州上口永の直は出る方も多分私領上知ともいへり

但し口永の算法上方筋遠國の本米は三と余とて之と得る關東の本米と三五より除くく口永と出ま

一 甲州の公納口三升口といふは古代の納納りて甲州村廿五の外の増減二盃と入る廿貳盃とて口叙壹盃を取るとの後叙と六合摺り積りて米納り成る甲州村壹盃は京村三升多分は廿貳盃の叙は京村六斗六升米よりて三斗九升六合口叙壹盃は京村三升米は直し壹升八合なり然るに米壹石より口米四升五合四勺五才余は當る此内壹升五合四勺五才余は公納り成り三升の余國並代官へ給ひる古來代官へ口米永と給ひるとし時代口永の多き分の公納りて此類奥州上るども有るれども今とては公納口といふ分ちもろく石代金納もゆり又米納もゆりて一定せば甲州計りの今以て公納口三升口と名目分り公納口の米納三升口の石代金納あり口米と仕出まよの本米と三二より除かれ口米の負數出るなり

一 高掛物之事

附米永銀厘不盡限之事

高掛りのこの漢土よりの家口より家別掛け本朝より往古の人別掛け中古の田地の反別掛け今の村高掛り掛るもの小物成との別として百姓役も人知行渡し物成詰の高結が料亦して三役私領よりの夫米夫金等或は荏大豆其外前引付して高掛り納る類の村よりの年中村方入用米金普請竹木人夫等都て高掛る尤も東筋村方よりの有て武家小前よりの高多く反別計りの村方を反別取米高掛るものり又宗門帳入用其外も人別遁をざる品ハ顔役と高持水吞の差別多く人別割よ出さ品もなり東鑑よ云文治元年十一月廿八日補任諸國平均守護地頭不論權門勢家庄公可宛課兵糧米領別五

升とらよる頼朝始め國々守護し庄園地頭と置く權門勢家の領知りとも反別掛て兵糧米と出させしと見へり又建久六年頼朝上洛の時且北條時代等よ百姓等取役のこと反別百文五町馬壹匹夫役死行よぐく畠貳町を以て田の壹町は准まべしとありて鎌倉時代臨時の課役とともをり左とれば高掛りのこの頼朝時代より起りたるや又其以前王政の世より國高掛る課役も有るや其始未と詳らふらば徳川時代に移りて國役高掛り朱印寺社領除地公家跡の領地をなく朱印寺社領りとも國役金ハ納るなり其外定式の高掛りの村高の内諸役免許の證文あり又前より高役免除の分の年貢計り納めて高の掛物の除く通法あり

一 美法の乘除は於て高掛り物等と割出しても掛ても負数より不尽出

るて多しといへども元来限り多くての區々一成多し地方にては不
尽の限りは於て四の捨て五の入を極め置てなり

米の端ハ

才の位迄

但し年貢米等の勺と附合せたてて限りといへば仮令の壹合五勺と
出まが貳合とし壹合四勺九才と出まが壹合は是を四捨五入と云
ひ石高ハ猶以て勺と附ざる様は検地の節一ハ三ハ足して合限一成
る様は成し置高ハ勺才ハ決して附ざることなり取米も合限うとい
つへども見取場等に至て小歩の田地ハ反當り低くして合限り一成
し難きてもなり其節ハ勺才も附るてもなり又高掛り物ハ勺才
才も附る是も三役等どの多分合限りもあせども小き新田高等へ新
規ハ三役掛るといハ附せしとハ負數合うものともなり又掛り物ハ

より才まで附ぎての叶と云ふてもなり又勺を附る程るれば才迄
付る通法あり

永の端ハ

分の位迄

是も掛り物の品より高の多少過分は違ひありといハ分限りとい
ふ小高は掛との差支るることなり其時の厘毛才を附る畑取永並蔵前
入用等の分限りもるべし又厘を附る時の毛迄付ると心得べし

銀の端ハ

厘の位迄

是も品よりより毛才を附るてもなり

厘の端ハ

毛の位迄

是も田畑の免りて幾箇何分何毛と毛才を以て限る其末ハ余内を付る
あり毛より末の小數ハ絲あり五絲より高目石は取米五合一當る也

へ四捨五入して何毛余内と記し厘付の外より負数は余内と記し
ふし尤も見取米及當りも才の未の余内と記すともあり

一三役之事

附傳馬宿入用米之事 六尺給米の事

蔵前入用之事

三役とりよの私領のいふたより多し其始め年歴も知まじ尤も上古も課
役の入夫と出し庸調の法ゆも三役の類しよるての有るれども三役
と名けて定納に成りしハ徳川時代は始りしよるては是れ料所
村に傳馬宿入用米六尺給米蔵前入用と三役と去て高掛りて納む前
方ハ年々勘定所より割賦して年々より不同りしが享保年中より
定法の負數定りしより

一傳馬宿入用ハ寶永四庚午高百石より米六尺充納せしきこと定り是ハ
五海道問屋本陣給米其外宿方入用は成る故に金納し成り道中方除
金の内へ納るてあり

一六尺給米ハ高百石より米貳斗充納む是ハ古來臺所より仕ふ夫人と百
姓役の村より差出ししる處不馴りて用立難く其上百姓も難儀し
き村中古臺所方より日雇遣ひ賄奉行より人数と勘定所へ書出し
割賦ゆり然るも年々不同りしゆへ享保年中六尺の人数と凡そ積
り給扶持と料所の高し積り合せ高百石米貳斗充定納し成りしる又
石代金納あり尤も引付りて米納し成る所あり
一上方ハ高百石銀拾五匁關東ハ永貳百五拾文充と蔵前入用として納む
是ハ淺草蔵の諸入用は成る又右三役私領渡し成る村方より傳馬

宿入用六尺給米合高百石二貳斗六升と夫米と名け蔵前入用金の糠藁代と名目を附け替へ料所ノの節の通り高掛りて取立る又私領上知の村方前と夫米夫金と納め来り其終りて料所は成る村方ハ六尺給米免許キヨり尤も前方より取立来りたる夫米の高貳斗より内ふれバ夫米免除りて料所並ハ六尺給米と掛る又貳斗より余計の夫米もれバ私領引付の通り夫米と納りさせ六尺給ハ掛るバ右三役のてハ風水旱虫等の凶作キヨクサりて田方五分以上の損毛ソノモウは當りハ三役免除ある定法あり又新田高入りもバ三役掛る私領上知前より糠藁代納め来りたる村方有て蔵前入用の名目と附替りる糠藁代もれバ料所ハ成ても糠藁の外ハ蔵前入用掛るて候り

一 夫米夫金夫役之事

夫米夫金の料所ハあり私領よりあり往古ハ領地知行所より入夫と呼び地頭ヂカウと遣ひしるゆへ大番オホトウと京都キョウト詰ツめられバ夫人フジンと京都へ呼び遣ひ又江戸練屋敷レンヤシキも水夫ミヅウと遣ひしる外遠方の村と京江戸上へ永く夫と詰りしるハ農業ノウギョウも差支へ人々ハ用も掛り甚シ難儀ナシギあり又地頭方ヂカウも在郷の夫人フジンもハ用事の便利ベンリも宜しう候る故高タカ何程と夫米と納めさせ人夫ヒトウと呼び遣ひしるを止めしる尤も高當りハ其家ケもて不同フツウもあり候令ノ高百石ハ貳斗四五升掛るものり又壹斗四五升の内掛るものり古格コカクの通り取立るもの始ハジメハ何もの頃キヨよりとりの知チらぬ料所ノ成ても夫米と納め来りしる村方ハ私領引付通りハ納む尤も夫米と納る村方ハ六尺給米ハ免除あり併シカし夫米の高六尺給よりゆられバ夫米免除メシヨりて料所並ハ六尺給米と取立る近例キンレイ

あり私領村を去て夫米と掛るもなむ前より仕来りて掛
けざる村方も有り何れ古来より仕来りて用るて有り又夫米と永
りて納る村も有り

一 地頭京大坂駿府在番或ハ屋敷焼失等して格別の臨時の節ハ夫金と
て高百石又金三兩充と取立る定法有り是ハ夫米夫金を上納りて村
方よりも臨時の夫金の軍役るれば別段又かゝるて有り

一 夫役ハ陣屋掃除人足或ハ雪掻人足又ハ臨時の水夫等ハ呼で遣ふて去
借又城内普請等大分りて又ハ日雇人足計りてハ多分の入用も掛
るゆへ又領方より夫役として高百石又付何十人と極め差出させて召
仕ハ尤も真数の定もあく其家々の仕来りて相用の右体の夫役ハ夫米
夫金と納る村方としても臨時の遣ふて有り右人夫の遣方の前も去

如く古への和漢も庸法ゆりて遣方の真数も法律も定りたりしごと
も當世より一向定りもなく國々家々勝手次第の遣方は成りて夫米
夫金を納る村方の川除水普請等ハ人夫と遣ふハ格別地頭の用ハ正人
足を當て遣ふてハ二重に成りて有間敷てあるも前より仕来
りあるは夫米と納る村方よりも臨時の人夫を差出さざるあり去ある
ら成る夫地頭役人の心と用めて農業の閑がした時節あてハ民の難儀
も成らざる様ハ用赦有るなり

一 糠藁代之事

此掛り物料所ハあく私領のもの有るにて古来の飼馬料の糠藁と知
行所より正納しる處中古より代金銀を高割りて納む尤も高當りの
其始め家々の引付を以て真数は異同ありとも今定納り成りて何の頃

より代永納め始りたるや其起りの知をされども當時も既入葉とて東
 数と高は掛く正物にて納る所も稀はのり私領上知料所にて成ても
 引付く糠葉代を永納する村方も多し借又料所の節に蔵前入用と
 納むも私領渡り成てハ右の名目の成難は付糠葉代と仮し名目を
 附け替へ取立る掛り高ハ料所の節の通り上方ハ高百石銀拾五文
 東ハ永貳百五拾文あり又其村方も前々掛り来りたる糠葉代は
 夫も前々の通り掛りたるなり尤も右蔵前入用と糠葉代と名目附替
 るハ高當りも定りたり其材料所へ歸るハ元の蔵前入用と成る故在来
 の糠葉代と一ノハ打込帳面の割付も二日ハ差出とてなり
 一小入用夫錢之事

附百姓割合物定法之事

是ハ村方より年中地頭用の諸入用并は総村に掛る小入用品と又用水
 悪水川除普請入用の人夫且助郷村にハ宿場へ差出はて定法あり人足
 ハ銘罷り出て勤むべきと多れども寡寡孤獨の類高ハ持たざる自身
 の働き成り難き者或ハ人足當り多く自身より出てハ農業の差支ある
 付村役人へ相頼み人足賃とて差出を類を夫錢と唱へ年中の入用百
 姓高割りて差出とてなり尤も町場山方浦方濱方等の少高を家数多
 き村を家別割り仕来りたる村方もなり又田畑及別割りも為は何れ
 古来より郷例にて仕来りの通る多し然れども地頭へ納る役掛り
 の類高割家別割り別割等其村に舊例にて仕来り出入も多し清と来り
 たる所ハ其通り若し出入及ぶ時ハ以来高掛りよき由享保六丑
 年定より尤も割合方の書付ハ左の如し

一田地へ不掛村入用祭礼又ハ寺社奉加等の品ハ家別割可仕事
 但し雨乞等の入用地面へ掛リ類の事ハ高割可仕事
 一山林野高の類前より入會の地以相對割合儀有之時ハ本百姓
 ハ不又申出作並水吞家抱等の者込人別割可仕事

丑正月

一村々小入用夫錢の工は付ての間公事出入りてゆへ村役人は私もふ
 く又百姓ども疑心も無きゆめ年中の村入用を附立たる程は紙数を積
 り帳面を貳冊仕立前文へ連印をふし村入用のてハ此帳面の外決して
 用ひ申間敷又定式定りたる入用并は聊りの儀ハ名主手前より差出し
 置て後は此帳面はあつらん若し臨時の入用村割に成るん品は組頭
 百姓代并長百姓の内西三人を名主元へ呼集り相談とてけ謂とるん

入用ハ申は及ぶ名主の我意を以て百姓不得心の品等ハ決して割
 掛を少しも村入用の減ざる様申合せ心と用を評議の上據るん品々
 此帳面に記し道並暮兩度割賦のくべし然るは於てハ此帳面に記し
 たる品々仮令米金高多かりても一紛評議の上と掛る入用はかれハ
 小百姓ども一言の儀も言ふ出入等及は間敷音と前文は堅く記し
 村入用帳に總百姓残らば連印せしめ二冊同様は仕立年頭支配地頭
 役所へ差出し押切印を取り二冊とも村方へ持歸り年中の入用其時の
 二冊同様は附立る是を白紙帳と云儲並暮に至り村役人長百姓は合一
 度限會議の上割賦のて立會の者ども與書印形して翌年始め其年の
 白紙帳は一同割賦済する小入用夫錢帳二冊とも役所へ差出し置役所
 於て追て改の上不審の品もあつてハ名主を呼出して相見し金高の処

へ役所ツカサリの押切印形オシキリとて一冊の役所へ取置一冊の村方へ相返す
料所レウサシヨの通法あり右小入用夫錢帳と越後邊コトササウの萬雜小役帳マンザシヨとも
右の通りは極め置けキマ以後夫錢出入等起イゴりたるは小入用帳と以
て証据シヤクとす前書の通り改方手堅テカカ致チカき名主組頭ナヌグチ心住ココロせし附立ツケて
割賦ワツクとふしる小入用帳の出入等の節証据シヤクの相立ツケざるは
一 小役銀之事

是コノハ美濃國郡上郡ミノに限りて余國カキの聞及キコばざる高掛り物あり先年中
同郡私領の節小役金四拾兩三分永百五拾四文五分七厘と五役と名付
て納めり由其品シヨハ木錢夫錢キゼン京夫キョウフ江守エモリ夫ツ牢ロウの木キ様樂サカク堤銀ツツメとて七色の
役銀高百石シヨ銀百匁シヨ充取ツク来り其後高の増減ツクなりて高當りの違チガふ
といへとも役銀シヨは古来の通り高割ツクりて取立て當時料所シヨ成ナるも右

の七色役シヨと小役銀シヨと唱へ高割ツクりて納む候ツクて三役並シヨ外の高掛り物と
免許シヨ成る右の発端ハツタメと札シヨしる處古来地頭京都シヨとて役筋シヨと命シヨす
て京都諸の節知行所シヨより薪シヨと取寄水夫シヨと呼ひ遣ツクひ江戸シヨ練屋敷シヨハ水
夫シヨと呼び牢シヨの木ハ牢屋敷の修復の材木シヨと出ツクるを棟梁シヨの配當米等シヨとし
て百姓役シヨ差出シヨを堤銀シヨハ川除シヨ等の入用シヨとて地頭へ取立て知行所シヨ
堤川除等の普請シヨとて来りシヨと何頃シヨより代金シヨ積りシヨて真敷シヨ
を極め小役銀シヨと唱へ小物成同様高割シヨりて取来りシヨ及令右の品シヨ不足シヨ
ても此外シヨと百姓へ掛シヨり地頭入用シヨ仕来りシヨる由シヨは付小役銀シヨと納シヨる
村シヨと料所シヨ成シヨる外高掛り物シヨ外シヨ國シヨとも是シヨは類シヨしる高掛
り物納り物等シヨハシヨも國シヨハ廣シヨきとて細シヨらシヨハ知シヨるシヨ右
の高掛りハ先余國シヨ稀シヨある納物シヨハ記シヨし置シヨくあり

一 荏大豆納之事

関東方荏大豆納の高百石は大豆貳斗荏壹斗掛るとも尤も荏大豆と
 も貳斗とて代米壹斗代永るれば荏大豆五石とて代永壹貫文充と給ふ
 右納方の正大豆納もつり又其年の石代金納も成もつり或は何分通り
 は正大豆残り石代も成もつり何き前との引付通りは取計合とつり
 皆亦越後國蒲原郡の取米の掛りし大豆納めつりて之と正納並上振大
 豆と唱へ石代金納つりて取米拾石は大豆七斗掛りあり納方の凡三分
 通りは正大豆七分通り内外の上振と分け上振大豆は壹石代銀四匁五
 分充六拾匁替とて金納も成る又正納計の村もつり上振計の所もつり
 て村も異同つり何れへ上振と号し安石代と納るとりて之を考へんべ
 とはいへども之は付て笑ふべき話なり或地頭役人村方へ参り洗足を出

せと申せし処村中のみの洗足と云言葉と知らぬ色と評議とて相分
 り兼據らふ當村の洗足は由座ありけり間代錢にて差出し度段願ひ役
 人へ鳥目差出しし由其引付しと合料舟も成ても洗足代と云郷帳組
 の小物成りる由往古の片部とて箇様のことも有しと見へり上振と
 号るも箇様あるてやとより始として又右休詠も之を証跡もあら小
 物成の品奥羽上兩國の内より間つり中古奥羽上の代官後藤庄左工門
 下の准儀と咽と種と乳の上免計伺ひ有し処舊年納来りる品も免
 許ふしと申てつるは足前村木役等出羽上にも有るや未と乳と小物
 成の名目も其の知むる品國にも有るなり河内國の内もどとも足
 下米といふ小物成りて村中取米掛りて納む先年中代官引渡しの
 節元支配へ尋らる処前と引付とて取来り何れへ足下米と名付て取

河内地方月使金 卷之五十一
 一 荏大豆納之事

立るて、名取も知をばら音と答へ又村方古老の農夫等と色々交際し
 せども書湯の元より申傳へるもの成るもの小物成とりのたを知
 るものふし是等も奥羽全の足前ふら類とて往古私領の節人夫等の
 代は納せざる役米とてものぐさや遠國邊鄙の箇様ある訳も小物
 成前と引付て納せし見へ百姓の難儀とあると有り斯の如き類の謂
 きふに課役の私領上知の節相除き引渡せし又受取る代官吟味の
 上申立て免除なり、免のめり上は納る外に絶しして差する益と申
 せどもあくして村方とてい永く難儀と成ては必し仁政を及ぼしし
 てる時の役人勘弁のぐさまでふも有り右の後藤氏をば仁心も有り
 て宜しと懸念と云ふがたあり
 一 杉木役も往古より小物成とて杉木の有無と拘りて小物成の名目と

成て納む右郡より山谷多き古へ杉木沢山とて民家の助成も成
 するかへ始とていとも有るなり右品と納物の発り知をばり是も
 前件の通り代米とて渡りあり
 一 上方の田畑取米の十分一大豆銀納とて石代とて納ると有り又前と引
 付して十分一の内何程の正大豆何程の銀納と分るもの有り正大豆計り
 納る村も有り上方筋の往納のふし石代の儀は定式相場を書け場必
 極り直段吟味の上勘定所とりの下知と受て直段と定む右の外高舞り
 納物の儀は大豆に限らば私領上知等の春夫胡麻繩延等其外も引付
 して納る村も稀なり有り

一 夫錢足前杉木役之事

此夫錢の奥州上伊達宇多 西郡とも 信夫職代 の三郡より定納高舞り

物として余國の夫錢くハ異り右三郡の... 四一高百石水六百
文充と掛け夫錢と唱へ取立る其謂を... 記と云てを知らば四一
高のてハ前條より季しく記し置し通り其年の取米の増減りて四一高も
増減りる多へ夫錢も年々増減り此夫錢余國ハ無くて取米掛り天
造ある納物あり

一 足前村木役も右三郡より小物成の定納物あり何のへ右の名目にて
納むと云其仔細を村方よりも知りて支配地頭よりも知る入ふし尤も
足前のてハ或説は羽州上米沢調城附の村々百姓ども城詰の塩と運送
する役なり然る処大石田河岸より同國米沢上城下迄の行程ハ三日路
程もなりて人夫牛馬の失墜夥しく掛り又農業の妨も成るゆへは往
古役水納願の家壹軒前壹軒前と云ハ四一高六一年日敷三百六十日

の積りて及び一日永壹文充上納り成しと老農の物語の由記しける書
物なりて足役の代りも納むる役永ゆへ足前と云へば此説奥州上の納
物るねが同へする様るねども伊達信夫字多三郡上より米沢へ納りて
るともゆきり併し古来羽州上米沢上の領りともゆきりしや又足前村
木役等ハ羽州上にもゆきり小物成りや出羽國上奥の村方より洗足代と
り小物成りて既前より記しける何れも後人の考察のともへ先筆
も種く是等と乱されしとゆへとも其確実ハ知るはるあり

一七 百文替出目之事

是も右三郡より高掛りの名目として本途見取永より品あり食敷
ハ年々増減り此七百文替出目及び夫錢等ハ余國より大造ある掛
り物あり併し右三郡ハ本途物成半石半水七石代り他國へ稀あり

安直段のへり右様ある別納始りたるより其起りの時と知るは夫銭は

ハ口永より足前榜木役七百文替出目ハ口永もこのころより

但し右七百文替出目の仕方ハ其年々本途見取永一〇三々繰トケ

負数と見而して其掛出したる永は即ち出目の真数あり位ハ割出しの

ハ永壹貫文と四一高百石の位は多く右合永の内より四一高文の永

と引去り残りたるものハ即ち永七百文替出目の元永と成る此元永

と七々繰トケ永ハ即ち出目の真数あり位ハ割出しの

位々用の本途の見取永一〇三々繰トケ本永壹貫文ハ三拾文充

口永と加へたるもの成其内々四一高文引去るハ前々六斗四壹

升入壹俵と四一高壹石と見と此壹石ハ永拾文充諸入用と免と引

去り残る元永と此元永と七々繰トケ除くハ往古此國金壹両ハ

と永七百文替として通用したるは付七百文として除き古来の金高と仕

出と此金壹両ハ二百文充の出目を掛て納る其謂をハ當時ハ右の場

所も余國並に永壹貫文金壹両たるは依て古代納し金高より相場違

ひいけ當時の納金少く成るゆへ往古の納め高より直よりハ壹両ハ永

三百文充増と取立とてハ壹貫文の金より少くは依て二百文充

と足る心あり然れども永の真数の古も今も替とておた処合永は不

足金文け余計の金を附るとハ成るは付七百文替出目と名付て

別納とし古代の金高は不足たるやうは為し七百文の上端の出目と

取るゆへ七百文替出目と号し見へたり併し永ハ形多る者より慶

長の頃小判通用始りしと金壹両を銀四貫文と當て此四貫文ハ永

樂錢壹貫文と替るは付永の名始り金の異名同様とて金と永との相

場のつるべき謂をふし奥羽上りつるも金壹兩を永七百文に當ると
りんと閉るは恐らくは後入附會の説ありや尤も不審し去るが右
相場違ひの永高七百文替出自永高と符合するに付ては若し右の説
造らざるともつるべきや則ち右仕出しの算法を依り設けり在り記
を

元永四拾九貫八百七拾貳文六分

一永廿壹貫三百七拾四文

此算法は仮令が本途見取永五拾貫四拾五文七分の一〇三七乗じ五拾
壹貫四拾七文六分と成是壹貫又は三拾文の口永を加へる数あり此
永は夫錢足前杓木役の定納永拾五貫四百拾四文三分を加へ小以永六
拾六貫九百六拾壹文四分と成る四一高百石を永壹貫文の位に見て拾

七貫八拾八文八分を右小以永の内より引き残り永四拾九貫八百七拾
貳文六分即ち出自元永に成る此元永は古来の相場永七百文より除き
金七拾壹兩永貳百四拾六文六分と成此金壹兩は永三百文と乗じ出自
永廿壹貫三百七拾四文と得るなり

石元仕出差引左之通り

何村 本途見取

一高貳千石

此取米七百石六斗六升

内六斗四升 免三ツ五分 見取米入 但し見取米厘付除

三百五拾石三斗貳升 半石 米納

内 三百五拾石三斗貳升 半石 金納

此永五拾貫四拾五文七分 但し金壹兩は米七石替

本永五拾貫四十五文七分 但し本永壹貫文より永三拾文充

一永壹貫五百壹文四分

口永

四一高千七百八石八斗七升八合

四一高の仕出しの前
條既よ之と詳らる

一永拾貫貳百五拾三文三分

夫錢

但し四一高百石より
付永六百文掛り

一永五貫九拾八文

定納 足前

一永六拾三文

同断 将水役

五口小以永六拾六貫九百九拾壹文四分

内拾七貫八拾八文八分

四一高百石と永壹
貫文の位より引く

殘永四拾九貫八百七拾貳文六分

出期元永
と成る

此金七拾壹兩永貳百四拾六文六分

但し往古の相場金壹兩永七百文替の積り

此金四拾九兩三分永百廿貳文六分

但し永壹貫文金壹兩の積り

永七百文より金壹兩分と

差引

當時永壹貫文より金壹兩分と

金廿壹兩壹分と永百廿四文

往古の金
納高多し

取永迂入同高ありといへども古來納の金高と當時納の金高と差引

前條の金高文け古來より當時ハ不足に成る併しあがら此不足金と

前書よ去る七百文替出目の仕出し金高と同貫數に成る

182
40
173

改正補訂地方凡例錄卷之五上終

改正地方凡例錄卷之五上

改正
補訂

地方凡例錄

五下

甲

132
20
148

東京圖書館				
○	五	五	五	五
冊	號	架	函	類
				門

和書門

本

改正補訂地方凡例録卷之五下

高崎

大石久敬士恭 著述

一 小物成淨役之事

山年貢 山小物成 山役 山年米永 野年貢 野役米

野年米永 草年貢 草役米 算代 茶年貢 茶役漆

年貢 檀年貢 松山藪林年貢 葭年貢 葭年貢 葭年貢 葭年貢

猪油任役 御林下草錢 河岸役 池役 池魚役 網役

細代役 鳥取役 紙船役

小物成淨役ハ年貢の外ニ納ル物ノ名ニシテ一様ニソレトモ小物成ト
總名ニシテ淨役ハ其内の一ニシテ年貢ノことを物成ト云ニ依テ小年貢ト

改正補訂地方凡例録卷之五下 小物成淨役

大意として小物成と云ふり又田畑より納る年貢ハ本途と云ハ野錢山錢
 林永漢獵役池川海役其外品々の名目よりて古來より郷帳に記し定納
 成りのを總て小物成と云ふ又地所有て其地より納る小物成ハ持主
 もり又其職品よりて納るものれども往古より名目有て何故に納る
 と云てハ村方とも知らず支配地頭とも辨へざる類も有り是等ハ
 總村中高割又ハ本途年貢の取米高掛て納るものなり一体小物成
 の起りの上古租庸調の法令よりしとの調役の遺法と云へり諸郷
 帳へ記し定納成る小物成ハ知行渡の節物成詰とて米を納るに壹石
 と高貳石とし永壹貫文と高五石替と云上方筋にてハ銀を納るに六拾
 匁銀ハ四貫文と五石に當て高に結ぶ定法なり又何役何永何が何
 運上真加永と云て去て郷帳外書に載て年季と限り或ハ年一寄り増

減り類又臨時物として郷帳に載せざる品も有り是と浮役と唱ふ此類
 知行渡しの高ハ結ぶ尤も小物成の名目の内にて年季もあく何
 運上と記しるものもあきども實ハ運上物として多く古來より小物成の
 名目あねバ矢張小物成に入と知行渡しにも組入るなり總て料所を
 勘定所として夫々の掛り役なり小物成ハ浮役として中間同方の掛
 り運上真加永の類ハ運上方の掛りあり名目計りの運上物として運上
 真加永の名目ゆゑハ運上方の掛り成る右小物成ハ國に所として其
 名目隠しく有て其品々の書尽し難くなれば其大緊を左に記す
 但し上方関東とも小物成と高に結びて知行と渡をとり永壹貫文
 と高五石替と直して渡し来る尤も上方筋ハ永あく銀と鑓るにハ
 銀ハ六拾匁銀ハ四貫文と金壹兩に當て五石替のりて来るに五

六拾年以前明和安永の頃間違の事出来し壹兩と高貳石五斗代より渡し
夫より後誤りの俵上方の分貳石五斗替は成る是は甚く不穿鑿の
通法あり東海道筋ハ永高の村多し壹貫文と高は直とに前より
五石代るれば代官野高五万石の内永高千貫文ゆきハ五千石の高は
直し五万石の都合より若し石代高の村と知行は渡をとも本途ハ
五石代小物成ハ貳石五斗代より渡してハ一事兩様成り如何ある
ものなり然も古法と改るハ能く吟果了簡ゆきまきてなり箇様
の村方方一知行渡りよあるが近例は拘りて其節鳥と取調べ伺の
上取計ゆきまきてなり

一山年貢

是ハ百姓の持山より反別もゆりて鉾地主極り年貢米金の貢数も出
方定り木柴と取来るゆり又無反別もゆり或ハ総村入會より持主定ら
ゆり山方もゆりて夫々郷帳外書に記し年貢と差出とをゆり又同じ山
りとも山高とて高結びく年貢を納る山ハ田畑同様本途物成の内ハ
入ま又高外の山年貢ハ小物成の内あり勿論持主ゆり山ハ田畑同様賃
入るものなり賣買もゆるとゆり

一山小物成

是ハ山年貢同様とて名目替りたる也なり

一山復

是ハ山年貢同様たるといへども最初木柴生茂りたる節米永りたる
差出さゆりての取取りて村中総百姓入會より仕来り山復と名付て米
金と納る類と云左とたが木柴と伐尽したる後ハ山復ハ差許と儀也

がら小物成の部に入て定納し成てハ木米の有無は拘り引付物
成て減難し又一向の死山として不用の場処とも山役と差出是類ハ
是ハ隣郷との山境不分明は付未境論等の起らるる為は役米と納め
置てもゆるあり

一山手米永

是を山内残らば村持と秣等と新取り山手米永と納め又ハ外村より
望の者たば山手米永と出を山札と相渡し秣と新せるとゆるあり

一野年貢

是ハ原地等及別と請他村入會の秣と新取り年貢と上納するといふ
野方の多分持主とあり総村持ありとて野も山原もとも及別有

て及毎米永何程と取と定めると年貢と去無及別より納るハ野手
米野役米永やと云て何をも小物成あり又野高と村高の内へ入を
てり類ハ田畑同様本途物成の内あり

一野役米

是ハ及別もろく芝草等生立と不用の場所もも曠野原ハ他村の
境等不分明と論所も成るは趣は付境目と分明といふ置後証の
為は役米と上納すると云ふ

一野手米取

是ハ秣立の原野等総村持と野手と納め村中入會と秣と新取り
尤も村中と新余る程の大場も他村へ草札と渡し野手米永と納
めさせ入會と新もかり前と他郷他村数多入會の野方もかり総

と箇様の類ハ無反別の場所多し

一 草年貢

前條より野年貢同様と野方原地等と檢地より反別を付け年貢と納ると云ふ草年貢といふも野年貢と唱へるも名目の違ふ造りと同様のところなり

一 草復米

是ハ反別も亦に廣野等と稱せしむる役米と出まるといふ反別も知悉はれ赫駄敷も積りてくられども前より集りて役米の負數を定め定納よりいふ若し又新規復米永等と申付るより廣狭と考へ又近隣等と見合せ村方へ對談吟味の上申付るべきなり

一 草代

是ハ草復米の類より又ハ他村へ芝草を討らせ代米永何程と極め納めさしむる類といふ

一 茶年貢

是ハ高外より反別ある処は茶と植置り又ハ畑は茶と植置檢地の節茶園の分年除き成り茶年貢米金を上納するに付高内同様取扱ふ去あつて高内よりハふまゆへ本途年貢ハ入るは小物成の部あり尤も茶園と高内より入るもゆり夫を畑年貢と米永より入る茶年貢才役等と納めぬ又茶年貢の外品と違ひ畑年貢とも上の畑の取箇は成るに付其意を以て高外よりとも格別宜しく附るべきなり

一 茶役

反別も亦に野方又ハ山の麓平地等より茶と植へ録と持分給はさる様高

内同様^{ヤク}役銀と出^カ或ハ村^ノより入^ル會^ノの野方^ノより茶^ノ役と納^メ他村^ノの場^ノへ場^ノ所^ノと限^リ茶^ノの木^ノを賣^ク處^ノも限^リ

一 漆年貢

是^レを山^ノ原^ノ地^ノ或ハ堤^ノ通^リり^ノ空^ノ地^ノに漆^ノの木^ノを植^テ立^テ年^ノ貢^ト上^ノ納^ト又^ハ畑^ノより漆^ノ木^ノを高^ク入^ルる漬^ノ畑^ノも限^リ是^レハ上^ノ畑^ノの年^ノ貢^ト上^ノ納^ト空^ノ地^ノの分^ノハ小^ノ物^ノ成^ニ入^ルれども年^ノ貢^ト高^ク取^ル又^ハ正^ノ漆^トと納^ルも限^リ實^ニハ蠟^ノ年^ノ貢^トと納^メ之^ノハ蠟^ノ實^ノ蠟^ノ穂^ノ歩^ノ蠟^ノふ^レ品^ノより大^ニ和^ノ奥^ノ羽^ノ上^ノ越^ノ後^ノ等^ノより多^ク又^ハ武^ノ州^ノ秩^ノ父^ノ甲^ノ州^ノふ^レも限^リ其^ノ外^ノ國^ノ之^ノ山^ノ寄^リハ何^ノ方^ノも限^リ奥^ノ州^ノ上^ノ會^ノ津^ノ岩^ノ代^ノ邊^ノハ蠟^ノ檢^ノ見^ノり^テ漆^ノ木^ノ束^ノ數^ノ等^ノの改^メ方^ノ前^ノ茶^ノに記^シ置^ク如^クあり

一 檀年貢

是^レハ九州^ノより多^ク上^ノ方^ノ關^ノ東^ノよりハ蠟^ノ實^ノに似^テる物^ノより蠟^ノ燭^ノ鬚^ノ附^ノ等^ノ製^メ堤^ノ通^リり^ノ植^テ立^テるものあり又^ハ山^ノ檀^トとて山^ノ方^ノより檀^ノを性^ノ合^シり^テ沢^ノ土^ノの場^ノ所^ノと大^ニ宜^シと^シ且^ニ之^ノも木^ノ數^トを改^メ年^ノ貢^ト納^ルとい^フへども蠟^ノ年^ノ貢^トよりハ大^ニ劣^リる

一 松山叢林年貢

是^レハ百姓^ノ持^テの松^ノ林^ノ雜^ノ木^ノ林^ノ竹^ノ叢^ノ等^ノの年^ノ貢^ト又^ハ屋^ノ敷^ノ請^ノ前^ノ林^ノ叢^ノ林^ノ等^ノ格^ノ別^ノ廣^クな^レバ屋^ノ敷^ノ歩^ノ入^ルる屋^ノ敷^ノ年^ノ貢^ト納^ルむを百^ノ姓^ノ難^ノ儀^ト及^ブあ^レ屋^ノ敷^ノ及^テ別^ノ入^ルる屋^ノ敷^ノ年^ノ貢^ト申^付るも限^リ或^ハ他^ノ村^ノと境^ノ不^ノ分^ノ明^リを未^ダく争^論も及^ブな^レば場^ノ所^ノの役^ノ令^ノ松^ノ竹^ノ等^ノ生^テ立^テる所^ノも年^ノ貢^ト少^ク出^スし置^ク所^ノも限^リ松^ノ山^ノ叢^ノ林^ノの鋸^ノ地^ノ主^ノより新^ノ規^ト年^ノ貢^ト役^ノ永^ク申^付るよ^レを場^ノ所^ノを分^ケ間^シ大^ニ繩^ノ及^テ別^ノと極^メ及^テ何^ノ程^ト極^メ又^ハ無^ク及^テ別^ノ申^付る

るゝたハ竹木生育の様子と見計ハ猶隣郷等と見合せ考辨と以テ申付
るト云々

一 葎年貢葎代

是ハ野方濱方ふどりて立毛と仕附ても水漕へ作毛生立ざる場処へ葎
と植附け壹反より米何程と上納するより高内の田地へても年々水腐致
し作物も仕附難き場処ハ同の二葎と植附け年貢と上納するも、是
を本途年貢に入る高外の方ハ小物成あり又反高流作場等も植立する
年貢も本途の内より入る或ハ川通り地面水押強き場処へ水除の為め
葎と植へ圍とつゝ一葎代と上納するも、是ハ水旱の難多りの故
役永年貢等も外の物より反當りと宜く付るト云々

一 萱野錢

是ハ高外の萱野より反別つりて反毎何程と萱野生立の善惡は拘り
ぬ米永より定納と尤も高内の萱野も、是ハ本途年貢より入る萱
畑と唱へ越後蒲原郡ふどり多し

一 楮油荏役

是ハ山の禁又ハ野原ふどりの土地宜き所と見立楮と植へ年貢と出を又
畑廻りも植るも、是ハ畑ハ作物と仕附け本途の年貢と出し廻り
ハ空地あるより楮と植立て楮年貢と出を、
油荏と畑より仕付を、畑年貢出るより付役永の出さば又無年貢の山等を
切畑焼畑ふどり、荏と蒔付て年貢役永と出を之ハ反令生立兼く
も少く充の役米永と納を、自分の加地あるより百姓方より願ふ
とも、あるあり

一 御林下草錢

是ハ官及ビ地頭林の下草と村方より前取役永あり林の廣狭は随ひ前
こより定納し成り小物成の内あり又其年の萱まの様子より請負
て年々不同りも有り是ハ定納物ハ入るは臨時浮役物の内ハ入
るあり右林と若し新田田畑等ハ用発するは下草永定納しても
差免をとりたり

一 河岸役

是ハ川舟着の河岸役永あり船問屋有て問屋運上と納りても前より
の引付して河岸役永と納り来りするハ仮令川筋の様違ひて船着
止ても小物成の目より定納し成る分り永く納りたり

一 池役

是ハ池より藻草を取り肥しつゝ或ハ真菰と前其外ハも村方の助
成ある池るわバ役米永と上納するたり

一 池魚役

是ハ池より漁獲しん役金より総村より納るも有り又漁師の定有
まハ其者より納るも有りて仮令漁業をなさばとも一旦小物成の名
目して定納しあれば漁獲の有無ハ拘りて村方より役金を出しとこ
あり

一 網役

是ハ濱邊又ハ川通りより漁獲しつゝ漁師もより出た役永と去ハ
漁獵場のてハ前よりのは来りるわバ他村の地所とも網と入る
てゆハ他國他領よりとも入會ハ漁獲しつゝ然るとも海川も前

よりの仕来りの外新規の儀ハ相成らば若し前々細代ハ納め換師ハお
くとも郷帳ハ記を小物成の名目なれば換獵の有無ハ拘り定納也

一 網代役

是ハ大川筋へて鮭鱒鯉等と取る為ニ網代と立て役永々納りたり尤
も網代主定り持場も極り村方の差出明細帳等も場所字等記しり
他國他村の下とも古来より持来る場所なりて地元村より障る儀あり
と決りて相成らば勿論古来より持来りたる場所ハ仮令網代を取建む
休株もとも役永の上納を又新規網代場と願ふとも新規との相成らば
若し子細ありて差許を前々も前々持来りたる網代株の者ハ相障
り於てハ差許さば併し吟味を遂げ前後差障りあり一村得心の上
ハ新規に申付るても前々も前々持来りたる他村下等新規の事と決りて相

成らば尤も役永村々不同あり

一 鳥取役

是ハ里方よりりりり熟地水附の場鷹鴨等の附所と殺生ハ役
金と納りたり又獵師より納るも前々又村役と出ても前々小物成の
名目と成るハ定納あり

一 紙船役

紙と漉函と船と云ハ紙漉の役錢あり是ハ村役と出ても前々紙漉共
より船一艘の付何程と役金と出ても尤も紙漉高賣の甲乙有て大勢とて
漉ハ船数に應じ余計に納りたりも紙漉と止るとたハ船役ハ差
免とてまきたりも之ハ外の稼と違ハ酒株同然とて新規ハ容易
差免さるるともハ船株万々ハ仮令漉手ハ中絶さるとも村割より役

金と納め置き追て稼入出来の節之と取立る為り免除ハ申付らるることあり

右ハ何國ノとも所重立たる小物成の品ノの大緊と記き此外國ノ村
ノ小物成の名目ハ夥しき中々書尽し難し右ノも記きて何
ノ納多々村方ノとも知らざる小物成なりと往古何の為り納め
るや名目ノ一ハ一向款の知まざる類も同なりておきとも郷帳外書
記し定納ノ仕来リノ小物成ハ物成詰ノ知行ノ一ノ節ハ高ノ結以
入々々ノ村免除等ハ相成らざりて臨時物ハ申上り及リ於役ノ
年季物又ハ運上眞カ永等ノ類なるものハ定納の物成トハ格別ある
ゆへハ知行渡しの高ノ結び入まざるも付其職品と止まハ運上役水
等ハ免許ノ一トナリ

一酒株之事

附近年造酒觸書之事

酒株ハ前々引附と以て株帳料所私領とも引渡り成る品あり諸此株
造酒高トハ違ふとて株高ハ元造の負教あるゆへ仮令ハ拾石の株
て百石も貳百石も造り高ノ定りたる負教ハふし株高ハ古来より株帳
ノ書載セ増減ハ成難し然る処近年米穀の價貴く卑賤のもの難儀ある
由シ造酒高ノ減り於てハ世上米穀相沢と價賤成りて
天明六午年料所私領とも是迄の造酒高半石相止り半石造酒ノんを
き昔休株の分ハ以来造酒無用とらへき段觸示され翌来年尚又三分二
相止め三分一造酒致とふきと極り高計り出し其後寛政元酉年
日本國中と改め株并ニ當時の造高と書出らる処株高相分らざらむ

有る付向後株高と云名目相止と此度勘定所へ書出し造酒高永
くの株は相成以來右石高より相増を後成がく是迄借株と酒造致
しる分ハ株と譲り受け自分株よりくくも又ハ元主へ相返し造酒
相止るともいつ以後貸借停止の旨命せしめり且又同五年酒株譲
渡の後一國一領の内ハ格別他國他領へ譲り渡しハ相成らざる旨觸書
出る又前ハ造酒運上國よりくくも又ハ元主へ相返し造酒運上
免除も成り當時ハ無運上も成る余國ハ前ハの通り酒役銀等納る外
ゆり夜令休株とく當時造酒致さくも株のきハ村役とく小物成同様
役金ハ納る外もゆり勿論新規酒株ハ享保年中停止せり在来の株の
外造酒成がく付休株と譲り受又ハ借受造酒しる外以來ハ借株
とく造酒ハ成らざる様成り

遠國ハ造酒札とく役所の焼印札と渡し置所もなり又關東ハ酒役銀
と多た苦るれども私領もどハ前引附とく酒荷口金又ハ真加金系
と唱へ造酒屋より納る所もなり

天明六年九月廿二日水野出羽守より大目付山田肥後守へ渡し
る書付

大目付へ

諸國酒造米の儀元禄十五年の定数迄ハ新酒寒造勝手次第より
休酒屋の儀も酒造申度分ハ其所の奉行且脚料ハ代官私領ハ地頭
へ相届酒造ハ儀可為勝手首宝曆四戌年相觸外近年米穀下直の年
柄無之當年の儀ハ米直段高直とく未くのりの及難儀ハ趣相問へり
間米穀下直ハ相成追て及沙汰ハ迄ハ諸國共是迄造米ハ酒造米高の

内半石の酒造相止め半石分の致酒造且休来り酒造株の分酒造の儀可為無用外若し隠造致し以て於て其者の勿論其所の役人迄吟味の上屹度可申付外間心得違無之様由料の代官并は預り所私領の領主地頭より是迄の酒造高一く遂吟味半石の積り可申付候右之通り方石以上以下領分知行在方町方へ不洩様可申渡外可被相觸候

午九月

同七未年七月三日水野出羽守より大目付松浦和泉守へ渡し書付

大目付へ

諸國酒造の儀近年米穀下直の年無之米直段高直しく下くの者及難儀外趣相因へ外間諸國とも是迄造来り酒造米高の内半石の酒造相止め休来り酒造株の分酒造の儀無用より去去年年中相觸外處當年の儀別々米穀拂度より追て及沙汰の迄の酒造高の内三分

二相止め三分一酒造可致外若し隠造致すに於て其當人の勿論其所の役人迄吟味の上屹度可申付外各心得違無之様所料其処の奉行代官は預り所私領の領主地頭より早く可相觸候

未六月

右之通可被相觸候

寛政元酉年八月松平越中守より達し書付

大目付へ

諸國酒造米高の儀元禄十五年の造酒高を定規より正徳の頃を

右の三分一或ハ五分一と相觸ルも宝曆の度ハ右元祿の高迄ハ勝手次第可致造酒旨相觸置外近來米穀拂度ハ付天明六午年以來減石相觸此節ハ前より右午年以前迄造來ハ高の三分一可致造酒旨去未年以來相觸ハ後有之ハ此度諸國屋書相違ハ上より右三分一高元祿の造り米高と見競ベハて々元祿の高より當時造ルハ三分一の高拔群相増ハ然ル上ハ諸國一紛差支の筋ハ有之間敷事ハ同追て及沙汰ハ造ハ称去去年以前迄造來ハ高の三分一造ルベシ改方ハ先達て相觸ハ通相心得隠造増造等致シハ同敷ハ休酒屋の分是又造酒不相成ハ畢竟造酒米々多く潰シハて々米直段高直リ成ホクの者唯儀の筋ハ付前ハの分量極リ有之ハハ間其旨と可存候

一 諸國酒屋の内株高不相分も多く有之趣ハ付以來諸國一同株高と申

名目相止メ此度は勘定所へ相届ハ造酒高の分承クの株ハ成事トシテ其株一軒前々其後譲リ渡シハ後ハ相對次第たるべシ一軒と幾軒とも譲リ渡シハ後ハ不相成候

一 只今迄借株と造酒致シハ分も有之由相関ヘハ右ハ譲リ渡シハとも又ハ元株の方へ差返シハとも相對次第可致ハ若シ無據子細有之ハバ御料ハ其所の奉行神代官私領ハ領主地頭ハ其訣申立指図可請ハ以來新借貸の儀ハ決シテ致ハ間敷ハ尤も此方相届ハ酒屋の内譲リ渡シも不致以來相續難成潰シ成ル儀有之節ハ御料私領とも其筋へ申立届届の上右明株と引受新造酒始メハ後ハ不相成事ト候右之趣堅ク可相守ハ若シ違犯の輩於有之ハ可為曲事候

右之通御料ハ代官御預所私領ハ領主地頭より不規様可觸知者也

酉八月

寛政五年十月廿二日松平伊豆守より大目付三枝豊前守へ相渡
しる書付

大目付へ

諸國より酒造り者相對と以て酒造株譲渡しの儀其國限りの格別
仮令一領の内ありとも向後他國の者より譲り請或は他國の者へ
譲り渡しの儀難相成事候

右之通御料の御代官私領の領主地頭より不渡様可觸知者也

丑十月

右之通河被相觸候

一 鑑役之事

鑑役と云は古昔の總て役と掛たる物の記も定まらば石高免状とり
てもあく年貢も取れ次第は取り百姓の宅も賦と定まらば万事調ら
るゆへ棟役と掛て家より役と當る夫と百姓迷惑と思ひ家作と長屋の
様は造り棟役の掛らざる様はするより門役と掛と取るゆへ又門役
と厭ふて戸口を塞ぎ少くするより由て其後の内の電と笑へて鑑役と名
付け役と取立る鑑の鍋釜を掛る自在鐵の儀あり中古石高等定よりて
よりハ村別は鑑役と云をのりあし併し今も越前よりハ小物成の名目
に成てける由又其外山家よりハ間より是ハ持高は構よりハ壹軒よりハ錢
何程と平均は割付て集め村入用は遣ふより是ハ山内の木草等と高
く構よりハ家並に入會より新取るゆへあり又堤切水溜或は猪鹿と狩
出は様あるより人の多く入用るよりハ持高は構よりハ電役は壹入

充出ともなり是とも鑑役とりて遠國山中等より小物成の類也
一分一金銀之事

鰯分一之事 鯨分一之事 市賣分一之事

請山分一之事

是ハ魚獲其外商賣物の賣高の分一金銀と其加の為上納するを去人
分一の多少ハ其品ノ寄多少なり

一鰯分一金

鰯漁ハ海中の大獲あり鰯網を引上げたる時漁師と五十集商人五十集
物と去ハ魚商賣致者と其濱の役人等立合引上る鰯と何百何拾盃
と五十集商人と云ふと其濱の役人等立合引上る鰯と何百何拾盃
と計り其日の相場と極る是を水名相場と云 四斗樽とく山盛四盃入其
相場と立つと尤も鰯ハ限らぬ總て漁事とて取立相場と立ると水名相

場と去て此相場の廿分一と其浦方支配代官領主地頭へ運上として取
立るあり鰯網ハ大八手中八手小八手と三段有り網一帖ハ真細船逆網
船魚取場とて三艘充くと曳く又外二艘張ると去て船二艘とて曳き鰯網
の小漁り有り大八手網ハ長凡四拾二尋幅上ると三拾六尋下ると四拾
六尋程あり船ハ凡長六七間人数四拾四五人として曳く其内ハ船頭沖合
漁師水主等色々の役有りて年中此人数と抱へ置き風雨其外湿気りて
沖出成がく日何十日も無益ハ食せ置ると大造の入用掛る又新
規ハ細船諸道具と仕立漁師の給金飯料等一帖ハ付凡金六七両掛る
中八手一帖三拾四五人小八手廿四五人余も素組細仕立諸雜用多分の
金高掛り実ハ海中の大漁あり又マカセと去網有り 一名ハ古 是ハ至て
大造あり網とて船拾隻余も掛り海上壹里余も引廻し其内とて八手細

と遣ふ當時房州上総九十九里邊ハ有より近來までハ銚子飯岡村テウシイヒガカも有しが今の漬ツクまであし

一 鯨分一金

鯨クジラ漢イワシドウヨウハ鯛イワシドウヨウ同様海中の大漢レウとして突鯨ツギキレラの分グイチ一と是も水名相場スイナナバハ廿分一の運上ウシゼウあり尤も鯨漢クジラレウハ国々所々ツモに在る重キシウクマは紀州熊野浦肥前ヒメヤンゴトウ五島唐津ウツ大村松浦筑前福岡マツラ ナカセン マツカ等々クシラツキ鯨突の大身者シシレヤあり其外の國々ハウシカカツセマツラも海よりクジラ鯨漢クジラとせり処もクジラ魚イサとも大造ダイゾウある漢レウハふし関東クワントウより房州勝山浦ハウシカカツセマツラ鯨漢クジラなり是ハ土鯨ツチクジラとして小くして身ミハ喰クえクるク肥コブしクある油アブラと重ツモを取る尤も皮シロミの白身シロミハ食料シヨウレウハ商賣シヤウバハ突鯨ツギキレラハ一番森ハジメ森ハジメと云ハ鯨クジラと突ツギキレラく道具ドウジハの柄カバとせり船中フネナカより突鯨ツギキレラハツギキレラ漢レウと入イりル者何ナニ分ブ通トウり夫ソノより二番三番ニバンサンバンと割合レウカ尤も一番計イチバンケイより留トモるもトモなり又幾番イクバンも追ツイぎク突ツギキレラれクなり

其外カ掛カり合アの者ワケカタ分ワケカタ方ワケカタ定ワケカタ法ワケカタなり尤も鯨クジラの大小オキナよりオキナとせりオキナ飯令イヒよりイヒ鯨クジラ壹本イチポン取トルるトルが七浦ナナウラ浮ウむウと云イはイるイ大漢レウあり鯨突クジラツキの頭カシラ大村オホムラの儀ノリ太夫松浦オホメノシラカの與ヨ五郎イチロウありヨ云イ者モノ々ナニナニ数カズ十ジュウ人の漢師レウシと手下テウゲより付ツけ領主レウシユより格式カクシキ等申ナゲシ付ツ至ツての大身者オホシノモノあり此類コノルイの鯨突クジラツキの頭カシラハ余國ヨコクより有アるアべし其外オホカシラ流鯨リウクジラ切鯨キレクジラもモ鯨漢クジラレウのノ海邊ウミノヘより稀マレよりマレなりマレ此定法コノワケカタ未マデに記キす

一 市賣分一金

是コノ々ナニナニ市場イチバより商賣物シヤウバイの賣高ウリダカハ應オウじオウ廿分ニジュウブン一三拾分イチサンジュウブン一其市場前イチシヤバノマエの仕来シキカリと以モて取立トルるトルとせり又賣高ウリダカハ拘カウりカウるカウ敷蓮シキムシロの數カズハ應オウじオウと取立トルるトル所トコロより種シユのノてテ種シユをシユば其所コノトコロよりコノトコロとせりコノトコロ悉シユく記キす

一 請山分一金

是コノ々ナニナニ百姓持山モチヤマの大木オホキ等ナニナニ山々ヤマヤマ持主モチヌシ村方ムラカタの自由ジユウハ伐採キリトるキリトとせり願ネガヒ

の上伐採りゆへ其真加とて伐木の内何十分一と上納するては是等と請山分一と云あり

右の外より分一の類何程もあらず

一突鯨寄鯨流鯨切鯨分一定法之事

附流鯨有之時取計諸書付等之事

一突鯨廿分一

一寄鯨三分一

一流鯨拾分一

一切鯨廿分一

書面の鯨ゆるといふ近村へ入札と觸落札金高の内其場所料所せねど徳川家へ分一と納め私領へ領主地頭へ納め料所私領入會の村あれば

落札金高と村高と割賦し料所私領とも其當りの分一と納む是と享保九辰年十二月代官原新六郎支配所分郷の村方寄鯨ありし節伺て定る所あり安永五申年二月常州鹿島浦へ寄鯨ありしと分一のこと
付勘定組頭横山幸之進へ代官より伺ひ尚又評定所組頭江坂孫三郎へ定法承り合せし処前書の分一は相違ふは昔兩人とも申因る又寛文九年下総國鉦子浦料所私領入會の場処へ寄鯨ありしと料所私領と割賦し料所の高と割する内半分以上納し半分の料所の者へ賜り又料所私領立會突留する鯨ハ料所分寄當りの五分一と上納し由其後前書のてく定法極りしと見えたり
突鯨と云ハ生くる鯨と突留すると云一休鯨漁へ前書は記をことと漁場定り鯨突の頭ゆくと定式より出を鯨漁分一等其外濱法ゆくと嚴重

取締りありてなり、鯨漁ある場所にて突鯨のつるべき謂ふもふし勿論
 突留なる道具及び漁船もまたそのへ突鯨の事なれば、海中のて
 のへ方一沖合にて鯨と見請道具と修理い漁師とも寄合早船と以て
 突留同敷するも、若し突留するとなれば余漁と違ひ早速村役人
 へ達し支配代官領事地頭へ相届け見分と請け近村へ入札と申觸落
 札の上拂より、落札直段の内廿分一と役所へ運上りて差出を漁
 師どもの方方の其浦の仕来り定法も、何れし出入等又相成らざる様
 村役人とも取計ひ突留するとなれば働い度し夫々歩分より、所務を
 するなり

一寄鯨と云ハ森と請く痛く或ハ死し、鯨漂流し自然と岸へ流る寄り
 する、と濱へ曳上げ前条の趣に注進し入札の上拂い成其代金二分二々

上納し又々領事地頭へ一分一取り二分一寄する村方へ下る是を
 沖より鯨を人夫入用と掛て引寄する、とて自然と磯へ流る
 寄するを引上る計り、とて外より人夫等も掛らば村方骨折失費等も薄
 らゆ、地頭へ三分二村方へ三分一と分る定法あり

一流鯨と云ハ沖に漂流する鯨と見付早速大勢にて早船を出し繫ぎ留め
 濱へ引付て取揚する、と流鯨と云ハ一分一と十分一と上納し其余ハ村方ハ
 割賦する、とてなり

一切鯨と云ハ前条の如く沖に漂流する鯨と見付て磯へ曳寄るとなる、と
 雖も急よ人数船等揃ひ、の彼は是なる内遠沖へ流を出てを手も届き
 難き、ゆへ漁師ども早船を出し手毎に大庖丁長二尺余の出と携へ鯨の
 上より乘り移りて切取と切鯨と云其時ハ我若しと船と乘り付け此庖丁

と以て手こゝ切取るべく、実ニ戦場の様にて中よと怪我等も、其内より次第に遠方へ流を行き浪風荒く切取ても成難く小船にてハ追掛切取ぐに付船と乗戻し右切取ると白身赤身と人々と集め五十集商人立會の上入札し買取り落札直段廿分一を上納して其余を切取ると換師のもの所得より尤も上納分一の外は其浦の定め有て村方へも運上と差出さるゝ支配役入村役人等立會の人あり此切鯨を下懸銚子邊の度々有るなり右四品とも鯨を見掛せば早速村役人へ達し支配役所へ届せ出し村役人并其浦支配料所私領とも役人罷出夫く見分し入札等と觸るるなり

一寄鯨流鯨等なりて之と濱方へ引上ると上料所と支配代官より勘定所へ届書差出さ其文言の内数日漂流の趣は付日間取らる程鮮魚次第

占くかり拂直段下直も成るべきは付手代見分と仕直し拂の積入札と觸れ落札の上懸増等手扱あり吟味と逃げと拂ひ渡し跡も入札並に繪図と添て差出さる様致さるる旨届書認め入る方宜しき由あり

一見分の仕方と先づ総丈幅鋪掛け其外疵の有無或ハ切取る跡の有無等と巨細を見分し疵口の寸尺で取り繪図は仕立てるなり尤も左右二枚腹の方壹枚都合繪図三枚の書き疵の寸法等も委しく繪図認め其上より料所私領近村へ入札と觸れ落札の上懸増の吟味と逃げ尚又二番札三番札をも増金吟味諸証文と取り拂より勘定所へ伺ふべきなり

一延享二廿年正月代官所並私領分郷常陸國鹿島郡下津村沖合の流を鯨よりて同村濱へ引上ると節の取計は諸書物等見合せの為は左に記し

置りのちあり

覚

一流流鯨壹本 長九尋程

常州鹿島郡 下津村

右を私代官所常州鹿島郡下津村沖合へ當月廿四日流鯨有之所の者見附獵船差出し右村岸へ為引寄申外処捕掛本ども相見へ其上切跡等も有之數日流き休体は相見へ外由訴出申外間早速手代差遣し見分爲仕追て可申上外へども先注進申上外以上

丑正月

何之誰

御勘定所

覚

一流流鯨壹本 但長九尋壹尺五寸

常陸国鹿島郡 下津村

此金三拾三兩

内金三分吟味付増

右を私代官所常州鹿島郡下津村へ引寄外流鯨の棧先達ては下知伺外入札吟味仕一応伺の上より相拂可申肯被仰渡外付其段見分の手代へ早速申遣し外右飛脚夜中罷歸り手代方より申越外を村へ入札相觸外処買入共相願外と九鯨へ入札被仰付外へども疵の程疑と相知兼外切分入札被仰付外へども買請外と手向も不相掛外間右切分見込より入札仕度肯相願外由は付願の通切分入札申付外処全体鯨古く其上春気の候時節悪く外間此上四五日外拂遅く成外へども皮肉油減じ肉腐れ用立兼外間入札難仕由申之外左外へども格別外不益の筋も罷成外間外下知より相違仕外へども直拂の積り

カガシ

入札申付札數三拾三枚の内落札書面の通々て由坐以増金高の棧再
应吟味仕仕へども鯨古く此上増金難仕旨申下付漸く金三分増申
付都合代金三拾三両々て由拂申付旨申越則入札三拾三枚外
書付三通繪図三枚相添差上申下右十分一上納殘金村方へ被下追
て伺書差出可申下右為由届申上以上

丑二月

何之誰印

御勘定所

覚

村高百廿六石壹斗三升五合

一流鯨鯨壹本

但長九尋壹尺五寸 常陸国鹿島郡
横壹丈三尺 下津村

此代金三拾三兩

内金三分 吟味増

内金廿九兩貳分永貳百文 取揚所の者へ被下分

殘金三兩壹分永五拾文 十分一運上

高拾七石四斗四升四合五勺

料所分

金壹分永百六文三分八厘

高百八石六斗九升五勺

松平清五郎へ被下分

金貳兩三分永九拾三文六分貳厘

右々先達て由注進申上り私代官所松平清五郎知行所分郷常州鹿
島郡下津村沖合より流鯨有之由付去月廿四日引寄訴出下り付早
速手代差遣し見分吟味仕仕外躰掛より上下口先無之其上數日海上

と流を以て相見へ切取敷ケ所有之第一腹下不残切取肉腐と申外右
鯨肉腐と油氣少きもの増金難仕旨申外へども再应吟味仕金三分為
相増合金三拾三兩より落札申付外依之流鯨所定ノ通右金高の内金
三兩壹分永五拾文十分一運上金の内永四百五拾六文三分八厘上納
仕金貳兩三分永九拾三文六分貳厘石村分郷松平清五郎へ被下残金
廿九兩貳分永貳百文内料私領の無差別下津村一村へ被下様仕度
奉存外於然と右運上永四百五拾六文三分八厘内金蔵へ上納仕當丑
年占勘定ノ組仕上外積出證文可被下以上

延享二年二月

何之誰 印

御勘定所

御附紙

書面の其方代官所松平清五郎分郷常陸國鹿島郡下津村沖合
より此度流鯨有之旨訴出外付手代差遣し吟味の上入札申付三
拾三兩より被申付外石金高の内所定の通拾分一運上より申
付此内以高割永四百五拾六文三分八厘致上納金貳兩三分永九
拾三文六分五厘ハ分郷松平清五郎へ相渡殘金の儀下津村へ
被下様被相同令承知外於然と伺の通り取計以外料分運上永
四百五拾六文三分八厘取立之上納致され當丑年占勘定ノ組仕
上可被申外断々本文より有之以上

丑二月

御切
安左門

差上申證文之事

一金廿九兩貳分永貳百文

鯨市拂の内村
方へ被下小分

右々先月廿四日常州鹿島郡下津村へ引寄小流鯨市拂被仰付都合金

三拾三兩の内十分一運上金三兩壹分永五拾文上納仕殘金書面の通

由渡被下奉受取小早速村方へ罷歸り料由私領無相違割賦仕相渡

可申小右割合の儀付不將の儀由坐小引後日又相知と如何様と

小可被仰付小依り證文差上申小如件

延享二年一月

常州鹿島郡下津村

名主

組頭

百姓代

誰 誰 誰

何之謹様

御役所

一諸運上買加金銀臨時納物之事

附水車濫鵜 水車運上 市場運上 小換運上 築運上

池運上 烏札運上 高綱役 警運上 鉄炮運上 問屋運上

油船運上 醬油屋買加永 竹屋買加永 旅菴屋買加永

砥石山運上 金銀銅鉄鉛明礬硫黃山運上 帆別運上

川船役 小船役 室屋役 炭竈役 大工役 桶屋役

石屋役 紺屋役 鍛冶役 新田地代金

御林木并往還並木立枯木拂代 柳音請残木鉄物等拂代

取上田畑并瀬所物拂代

諸運上眞加永々村方の助成人之渡世の為相稼諸商賈漢獵或ハ水
車等の類其外何品々も請負人等ゆりて年季々限り其品々亦下て運
上又々眞加永と納め又諸職人之其職々勤る内ハ税金と差出を類あり
運上と云ハ眞加永と云ハ同様と云ハ何れも急度結入るもの運
上と唱へ又上ハ願ひ入るもの眞加の爲ハ米金何程上納仕るべく亦
ど申類々眞加永と唱へ少しの意果ハ違々と云ハ何れも一体ハ同様と
何れも唱へても苦しものあると云ハ併し其内ハ運上と云ハ唱へ難き品
ゆり其訣ハ何ぞ所得ある品々と新規願ふと眞加金何程納
むべしと云ハあること運上と云ハ難し又運上眞加米永役金等の類
の年季物と云ハ何れも郷帳外書と記す
一分一厘々漢獵と取上賣高廿分一又十分一其外市場諸色賣高

廿分一三十分一も商賈の品々よりて分一と出てもゆり又請山材木
伐出等の分一ゆり何れも分一金と郷帳ハ載せ併し夫も分一の
品々等と前より小物成の名目ありて定納成るものゆり簡様
の類々分一の名目なきもの郷帳ハ記さず又臨時物と云ハ役令ハ新
田開発地代金又ハ林木往還並木立枯拂代金又所物と云ハ限らぬ佛物
等の類の入れと觸れ引請て納めさるものゆり又村請と云ハ納るもの
何れも何品々も其年々臨時納る類ハ其年限りのこと付郷帳と云
載せ併し取立ると臨時物と唱へるもの右運上等の類ハ一筋と唱へ
るも都て小物成るもの右も云々定納と浮役との違ひの段と
郷帳外書と載せる品々も物成詰の節ハ高々結と結と云ハ差
別り運上眞加永浮役の類も是又種々品数多々等々笑ハ云々と雖

支正北方九列録 卷之五十一

徑り五六尺程より利子箱のぐらと縁と付けくる物と之と田頭の
溝堀の仕掛け言入りと踏廻し水と田より汲入る農具あり漢土の轆車
又我朝より安世卿の製し給ひしは是より少し後人之より倣ひて流水
より廻る水車を製し出ししと云へし

一市場運上

市場運上ハ往古より定りたりて新規の市場願ひ出るとも容易なる
差許さば又市より品をかりて種々の雑物と賣買するもの穀物計り
りたり或は箱貯りて糸類の市もかり農具市たり又馬市たり肴市茶烟
草市其外家寄の勝手宜しき類と古来より其所より商賣し来り遠方より
其市に心掛るゆへは其所の仕来りたり市場運上のごとく市の立つ
町敷の長短より運上の多少もかり同様より極めたり又商賣物

見世役とて其見世より取立る類市毎々不同なり市場運上と極る
其処より納る運上ハ市の繁昌不繁昌より拘りて小物成の名目の様よ
成て年々不同あり納む然まごり古へハ市のかりし町場もとも次第よ
衰微し近年に至り止まる所より免除と願出きハ吟味の上市運上免
許申付るとも有るハ市運上ハ定納小物成とも定難く先ハ洋役の類也

一小漢運上

是と鯨鮪等の大漢ハ定法の分一われども其外鯉鱈鱒鯉鯰鯉鯉鮪等
釣職長繩投網海川の諸漢ハ其所より請負人等より年々引請け
是より是より何程の運上と差出り付小漢物賣出漢師より取り取
立度音相願ひ吟味の上運上高と極るものなり又國所より依て小漢地頭
へ賣相場の分一と取立るものなり漢場のところ上方東國北國西海南

海何きの國より有るといふ其場処この仕来りて運上分一等の取
立方も同様とてとあるなり

一 築運上

是ハ大川筋鮎鯉其外川魯等と取る漢り築と云て川と石積りと瀬切り
魚道と一所よつづめ其所は竹簀と當て簀の上は魚の落留る様と造り
うるものより山川より潮の差引たる大川ハ此製ハ成がごとく故
大川の築ハ簀も大竹と用ひ回数も廣くし又舟通行の川なれば之を片
方は寄て通船の口と明舟路の差又多た様とすは是寺の築場も言葉よ
り場処定り新規と取立るとハ容易と相もるが運上の築の大小は随ハ
多少なり勿論年季もなり又村持の築もなり請負人なるもなり又古来
より持主極りたる築もなり何とて築と仕立る者より運上と出ると何

り子細なりと築と掛ざる年の運上ハ差免と夫も年季と限ると請負人
のりものも免とざるなり

一 池運上

是を池とて藻草と取り又ハ魚澳と成ととり其池と一圓又支配とて運
上と納めざる大橋池役同然とあれども池役ハ定納小物成りて村役よ
納め池運上の持主のり又と請負等なるもハ洋役の類とて池役とを
訳の差とせり

一 鳥札運上

是ハ鳥取役同様ハ熟地田方水附等の鳥の附く処とて鳥糞をふし度旨
願出る者なりと料所私領とも役所より焼印の木札を渡し壹枚何程と
相應の運上と申付る故と此札を下け居村方ハ勿論他村より一領

の内と心任せと殺生とあり鳥取役の村役と役銀を差出し定納小物成
あり鳥取運上を獵師へ札とてとて殺生とせざるあり浮役あり

一 高網役警運上

高網役を冬春の内鴨小鴨の類と取り警運上を夏秋警と取り運上あり
兩様とも勢州長島本田新田附と重なりつゝ料所私領とも役人立合とて
入札と申付双方の村方高割とて以て運上高と極る此類を勢州より限ら
ば余國よりつゝべし

但し高網とての鳥の取方と長七尺位の篠竹と水溜り又と田方等へ
鳥の附く所と見立十四五間程間と明け向ひ合互ひ違ひは六十本程
ありつゝ鵜糸と右の竹と機と経とつゝ二重と捲付け月の出入り鳥
の騒ぐとて示すとてつゝて取り又警の取やうは夏秋田の畔等の段

の生たる処は路鳥の形と主とて作り髪繩と差置り又警と心得髪繩と
掛る又水際野方田所等の空地の処は二三尺やらの凹とて掛へ置
水と入る鮎鮎の類と餌と飼ひ置きつゝと云打網と敷十間と脇
より笹竹を立て其内は隠れ居りつゝと警の付くと見て右の打網と引
被せと取りとつゝ

一 鉄炮運上

是は畜類威し鉄炮と殺生筒と兩様の運上あり威し筒は猪鹿狹兎の類
作毛と荒とよ付玉とあり威と計りつゝ打とる運上もと及をざれと
も鉄炮の根とよ成ざる為村役とせし運上と差出さる尤も無運上
の所より獵師筒へ渡世の為は借受るともへ獵師ともより運上と納
めさるるあり尤威し筒より格別余計は納む鉄炮の料所私領とも定

法りて證文と出し獲物打留書等と差出を因東へ別々六くしく
獵師とも四季打二季打の別なり又村々より新規願出るとも貸渡
を賃の多にせり

一 問屋運上

是は淡河岸場町場等種々の問屋ありて幾問屋魚問屋船問屋其外諸
商賣物ハ都て問屋ありて是等の賣物の多少より運上高の
多少あり勿論問屋の株式にて新規願出るとも容易より許さるる
あり

一 油船運上

是は油絞りと渡せよとる者の油船壹隻は付何程と運上と納む尤も酒
屋等との違ひ株式あり

一 醬油屋真加永

是は造り醬油屋より真加永と納るなり尤も所より運上真加永等の
無りなり醬油屋の吃度としくる株と云ふも無きなり仲間商より付新規
は始るなり其所の仲間へ談し願ひ出るとは吟味の上差障り無きハ
差許とせり

一 質屋真加永

質屋ハ株式ありて仲間より行事等と立置けども其以前ハ真加永運上の
類をあらうし処近年府内運上始り因りて運上真加永と納る処
もあり又運上もあく行事もあく勝手次第に質を取る処あり在り村
方等の小質屋願等もあく勿論真加永等の沙汰あり勝手次第の処
多く有し依り前より其処の仕来りの格別左り多に町場等の質商

賣願等への及を承りてあり

一 旅籠屋真加永

是は五海道東海道中山道甲州海
其外脇往還取場旅籠屋等ハ其来より
飯盛女と差置く之願の上壹軒ハ付飯盛女三人充免除りし故ハ其
加永と納るて成り賣女と云々容易ハ成難き事也
其及ハ舟着の處より近年賣女ハ似せらるる多ク其故天明八申
年官中ノ改め七十年在来セシハ格別其外ハ都て嚴止抑出さ
私領方より能く吟味と速ぐ又取場飯盛女ハ府内ハ於ても上納屋
敷ハ准じざる故宿場とも飯盛女と置ざる旅籠屋ハ其是等ハ其
加永寺ハふし

一 砥石山運上

砥石山ハ青砥大草砥上州鳴龍名倉茶砥等品より又都て髮剃刀砥を
王城の國より無き物のよう大和摂津近江等ハ王城よりしと記を
其國ハ砥石山出来し今平安城ハ於て山城國鳴滝ハ限りし其外の
砥ハ其國より何れ切出を請負人たりて年季ハ限り運上真加
永金等と出さ尤も砥石ハ限り道ノ石とも山を見立て願立運上真
加永と納め請負して切出をとり

一 金銀銅鐵鉛明礬石硫黄山運上

是等の類ハ山を見立て稼度音ノ願ハ年季と限り請負して掘出之併
し是ハ砥石中ぐ違ハ格別の國益ハ成る請負人願出さる領主地
頭の手限ハ成難き事依て右の類ハ山成運上真加永寺ハ官へ納む
尤も其國ハ依て領主地頭ノ分ハ下さるる事あり又國司の領分ハ右の

類の山往古より在来して國司持成り来りて所由り総て金銀山
 と古來國々も余程ゆりたる外金銀の出方少く費用多くして差引が多
 分の不益め人諸侯方より在来する山と段々休山も成り官の金銀山
 も右の趣ゆへ次第に留山も成り成り少し佐州石州奥羽等山は三四
 箇所の外は都て休山も成りて廿四五年程以前國々の金銀中より掘出
 せ入用の金高の五年平均と以て差引する所金銀の出方少く入用多分
 掛り不益め人留山も成りたる場所多し今海内金銀拂底も亦あるは往古と
 違ひ世上華美と好む武具と始め諸道具に至りて多き金銀を用ひ又神社
 佛閣の莊嚴箔佛の建立多く成り或は金時繪梨子地の器物夥く流行
 し又ハ襖屏風金張附多く成り箔の費も夥しきことあり隨て金銀も少く
 成り又山より掘出せる金銀は古と違ひ大は減少したるより彌通用の

金銀拂底も成りて仮令ハ拾兩の金銀を掘出せよ入用五拾兩掛るとして
 五拾兩を掘る大工人足等の手は入り其外諸國買物等の價と成り世間
 は融通し何國にても五拾兩の融通とあり決して國の不益も亦く又
 掘出せる拾兩の金銀を世間へ出ると付拾兩丈の國益あり然るに南賣の
 為請負等より掘出せる者ハ勿論諸侯方よりも多分の損失もあり出方少
 くてハ休山も成るべき事あり政府もその左より五拾兩の入用と
 以て拾兩掘出せば四拾兩の不益の様あれども 日本國中よりハ五拾
 兩の上より土中より拾兩出て總計六拾兩の通用なりとバ則ち拾兩の國益
 あり若し變事あるとハ海内の金銀は都て官より自由も成りてあれども
 諸侯方との違ひ仮令入用多分掛りて掘りてきまりのあり諸國休山多
 く金銀と上中より埋め置くとハ實は惜むべき事なりと云ふや其外の五品

小世上は拂底の成り價貴く成り焼失するも多けれど先は休山多く掘出し方少きゆへ益高直よりありて國中の不自由少きゆへ由あり

一 帆別運上

是の廻船運上より帆の負數は掛て納む大坂堺其外灘目等の中国筋海邊の淺くは都廻船より多分の運上を出し又新船を造り立ると此の村役人へ届け支配地頭へ願出船教帳を記せ尤も支配地頭より焼印を渡す遠國も皆同様あり又上方舟の勿論國々の廻船よりも東京大坂へ廻る船も船方役所の焼印を申請するなり

一 川船役

是の高瀬平駄鵜飼ホスクニクリ等の船川筋より荷物と積出せよ都て役錢と納む尤も府内より川舟奉行なりて東京ハ勿論國々の船より

東京へ廻る船ハ川舟役所へ運上を出し焼印を請る又江戸練へ廻らざる舟ハ川舟奉行の焼印を受どく支配地頭の焼印を請て何れも役錢を納む又年々川舟役所へ運上と差出を舟より支配地頭へ役錢を差出せしむるも夫ハ國々所々より多少の差別あり

一 小舟役

是ハ漢舟作舟等より荷舟ハハハハ又舟役錢ハ納るてはなほ是も亦依て異なり

一 室屋役

是ハ穀屋の運上より壹軒は付何程と云極なり又麴商賣を止めて室を潰せが役錢を差免すと云なり

一 炭竈役

是を炭と焼出火竈の運上より竈一ツは付何程と云極なりて之と納
る下なり

一大工役

是は大工の役錢より其職の上中下より従て差別と付て役錢の多少なり
尤も下の大工上達して中の大工と成又中の大工上達して上の大工と
成是は村役人大工仲間と吟味して上中下と分る尤も私領より大
工より城普請或は陣屋普請等より日數を定めて呼遣ひ役錢の別は取
立ざる所なり又料所私領より前より役錢あり勝手次第より大工職
とある所なり其國々の仕来り區あり

一桶屋役

是も大工役同然なれども職の上中下の差別あり壹人何程と極て役錢

と納む又桶屋よの棟梁と云ふものも亦料所より桶屋敷の支配な
り私領より城下の眷屋支配の所なり

一石屋役

是は石工の役錢より尤も上方筋近影村伊豆國より多くなり其外遠
國より所より石を伐出し廻り場所なり其村役は納るなり又
石工の人数極りなりて納るなり尤も村より少しの石工寺の役錢
并に冥加永等のある所なり

一紺屋役

紺屋役は上方関東より藍瓶の數へ掛て役錢を出して之と藍瓶役
とも云又國より藍を作り出す所は紺屋よの所なり其百姓銘に藍
瓶と持て手添とある所なり是等の百姓より藍瓶役錢と納る所なり

り又関東の土屋五郎左衛門と云者紺屋の頭役と命せしむ東京に住居し徳川時代の紺屋どもの支配と命せし同人方より役銭と取立る尤も遠國の五郎左衛門の支配と請む地頭へ納む又國所より役銭の多し處より又土屋五郎左衛門紺屋役と命せしむ由緒等ハ悉く知難し尚追考を乞ふ

一 鍛冶役

是ハ鍛冶壹人何程と役銭と差出さしむ徳川將軍時代高井土佐と云者鍛冶と命せしむ東京に住居し関東の方の役銀と取立る併し城附村より城普請鉄物役等と勤るもの土佐の支配と請む其領主へ役銭と納む尤も鍛冶ハ別法より又土佐の由緒追考を乞ふ

一 新田地代金

是ハ新田畑に成るべき地所を見立て其村より願ひ出るり又ハ他所の者より相場と見立地元村方へ請む合障りふれハ開発と願ふと其地料所なれば料主へ私領の地頭へ地代金を納むより尤も反當り定法等もあく開発地の善惡地起しの手間入用等の多少より地代金の多少なりと雖も大槩一通りの所あれば壹反歩金三分位開発致る地は由て手間の多分は掛る上は土地宜しうなれば壹分位より極る又若し開発入用掛らば地面宜き趣あれば三分壹兩其上も差出を所より畑方なれば田地の代金の半分又三分二位は極る又右納方と鐵下年季割合中より納む是等と臨時納物と云々

一 林木并に往還並木と枯木拂代

御林より又ハ往還並木等より立枯又ハ根返り節ハ村方より

訴へ出役人見分の上少分の木数あるが村へ買請申付直段吟味の上
拂申付る若又大雪大風等の不時の爰り多分の枯木等なる節へ地元
村方と申す及び料所私領近村へ入札と申觸し高札の者へ拂ふ或
と地面宜しき原地の林等より木代と納め其跡の開発と願出るりの有
らば吟味の上開発と申付る又立木と拂ひ渡り節へ別て所へ入札と
申觸し落札の上吟味糶増等より申付其上より二番三番札の者と呼出
し右落札糶増金の上尚又増買致と間敷やと能く吟味とらげ若し落札
糶増の内少ししりとも相増とべくとも二番三番札の内より申出とバ又
落札の者へ増金銀の事と吟味より少ししりとも多分の方へ代金取
締拂申付る勿論落札の後よけ成るは又と一番札の者の買請る様よ取
計よりり又私領往還並木へ道中奉行支配りて五海道の並木よりと

も領主地頭の内少分の取計に難し然るも立枯根送り等の少分の儀
と道中奉行へ届及び拂申付跡へ木と植付け置とべし若し豪事有
て多分の根送り枯木等なる節へ吟味と送り拂の儀ハ訴出と差圖と
得其上より取計とべし領主よりり往還の並木と勝手と以て根より
伐拂ふこと成難きことなり

一 普請殘木鉄物等拂代

官より御寄附并は地頭寄附等は入用を以て普請する所の寺社并は
在方出入用の樋橋類懸替等の節へ古来より古鉄物等の用立分ハ撰と
出し或ハ目論見は差知へ折腐き不用の分と取集め入札を以て拂ひ代
金と納免さるべし又用水川除普請等よりは林木と下され小節ハ未木
枝葉ハ入札を以て拂いり尤も根伐人足と入用と立てば又未木枝

葉を遣はし村役りて根伐とふらばりりは林木下なる節は未木枝葉を多分は林地元村方へ取らせ村人足りて伐出せと多し

一取上田畑并開所物拂代

料所私領とも公事出入其外罪料ゆりて追放し成る者所持の田畑家屋敷を取上家財欠所り成り其品ごと入札と申觸し巨細吟味の上拂はありゆり尤も田畑代金と格別欠所金の儀は地頭より別段より置道橋入用又ハ牢屋普請等遣は他用より遣はざるに候右品々拂物代其外品より其年限り臨時に納る米金の臨時物と唱へ郷帳より組入まぐりて取上るに付知行渡の節は物成詰り成るに候右分一諸運上真加米金銀臨時納物の類は上方より候りて関東はあく或ハ関東國より候りて上方西國筋より候りて上方関東と

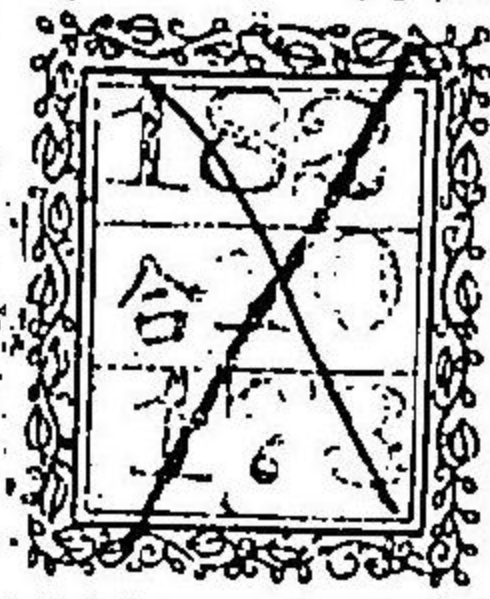
りあぐりて遠國に計りたるものり國に所くは古米より引付りて納る物の事繁ぐりて書尽し難くは唯其大際と奉るものと又年貢小物成の類り上古聖代の貢ハ更あり本朝漢土より租庸調の法よりて民家の貢物規則定り賦税の品より悉く少ありしは末世に至り次第は官物多くなり少分の地徳賣徳りるものも忽ち穿鑿とよび運上真加米金銀と掛け或ハ分一落口と取り年々累ね日と逐て課役多く成行所の品数と奉り笑へぐりて是末世に至るむと上下より華美と好む奢侈に移り上古の質素節儉と知らば其任よりる人ハ其職分と辨へざる類多き由る故あり苟も國政より関る人ハ其官職の高下より古語と慕ひ當世の奢侈と戒め已が躬と省み分て民の難儀と辨明し眼前の利得は泥より始終國家の損益と考へ國益の洩る様よ心と用ひ仁義道德よ心と

182
20
173

改正補訂地方凡例録卷之五下

季^キね政務^{セイム}の私曲^{シキョク}あり上下安寧^{アンネイ}より上^ウの徳下^{トクノシモ}より及び下の情上^{シモノナカ}より通^スじ
る様^{ヨウ}経済^{ケイザイ}の心^{ココロ}と用^{ヨウ}の^ノべきことなり

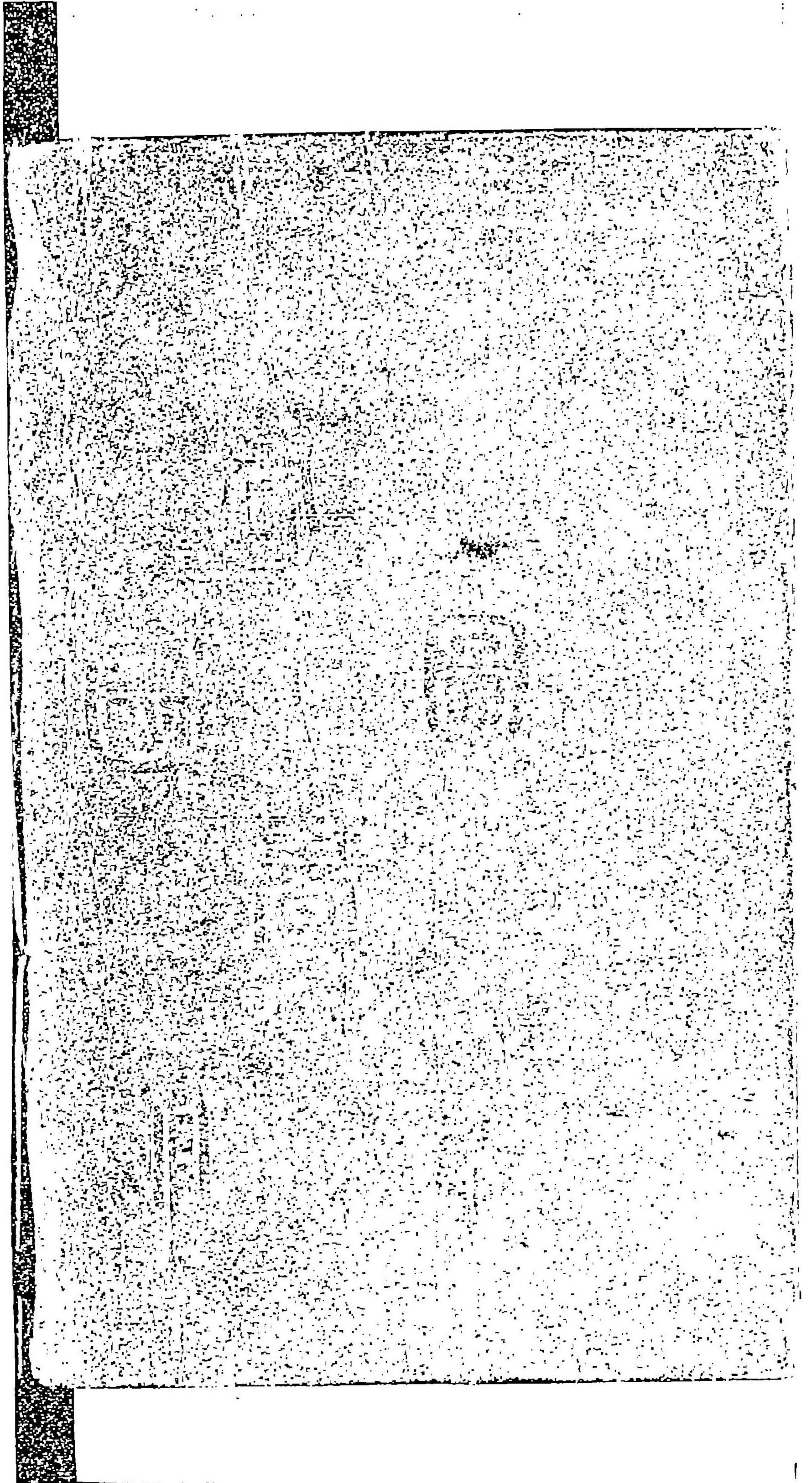
改正補訂地方凡例録卷之五下畢



322.15

0 386 8

(P)



地方凡例錄

五

322.15

0386z

(10)W

改正
補訂

地方凡例錄

五上

X92
X0
X3

東京圖書館				
〇	九	四	八	致
冊	號	架	函	書
				類
				門

和書門

本

322.15
03862
(A)